

平成23年第1回太子町議会定例会（第430回町議会）会議録（第2日）

平成23年2月28日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 一般質問
- 3 請願第8号 兵庫県教育委員会に対して「高校普通科の通学区・西播学区を拡大しないことを求める意見書」の提出を求める請願

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 一般質問
- 3 請願第8号 兵庫県教育委員会に対して「高校普通科の通学区・西播学区を拡大しないことを求める意見書」の提出を求める請願

会議に出席した議員

1番	井川 芳 昭	2番	清 原 良 典
3番	中 島 貞 次	4番	服 部 千 秋
5番	長谷川 原 司	6番	井 村 淳 子
7番	橋 本 恭 子	9番	花 畑 奈知子
10番	北 川 嘉 明	11番	熊 谷 直 行
13番	村 田 興 亞	14番	桜 井 公 晴
15番	中 井 政 喜	16番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

12番 上 田 富 夫

会議に出席した事務局職員

局 長 上 田 眞 也                      書 記 木 村 和 義  
書 記 森 本 麻 友

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘                      副 町 長 八 幡 儀 則  
教 育 長 寺 田 寛 文                      総 務 部 長 村 瀬 学  
生活福祉部長 丸 尾 満                      経 済 建 設 部 長 山 本 武 志  
教 育 次 長 西 村 隆 志                      財 政 課 長 香 田 大 然

（開議 午前9時59分）

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

平成23年第1回太子町議会定例会第2日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長（佐野芳彦） 日程第1、諸般の報告を行います。

議案第23号について誤植がありましたので、その正誤表をお手元に配っておきましたからご了承願います。

~~~~~

## 日程第2 一般質問

○議長（佐野芳彦） 日程第2、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快をお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、清原良典議員。

○清原良典議員 皆さんおはようございます。

2番清原です。通告に従いまして一般質問を行います。

こここのところ、1番バッターが続いておられて、何の自慢にもならんのですが、逆に落ちつく間もなく、反省しております。

今回は3つの質問事項ですが、これすべて丸尾部長の答弁となっております、長年太子町役場に勤務され、残すところ1カ月で退職される方に質問が集中してしまいましたことを、まずもっておおびを申し上げます。私もこれが議員生活最後の一般質問になるやもしれませんし、どうぞよろしく願いいたします。

まず1点目、高齢者の交通安全対策について伺います。

昨年2010年の1年間に全国の交通事故で死亡した65歳以上の高齢者は2,450人であり、全体の50.4%を占め、初めて過半数を占めたことが判明しました。同じく2010年のたつの署管内の交通事故による死者3人はすべて高齢者であり、傷者1,300人余りのうち201人が高齢者であります。

このような現状の中、高齢者を対象とした交通安全教育を実施されているようですが、私はこの教育内容を工夫する必要があらぬのではないかと考えているところです。

四国香川県の坂出市では、地域の交通安全活動推進委員協議会及び交通安全協会並びに交通安全母の会など、5団体により自治会の地図を利用し、交通事故危険箇所を書き込み、その道路、交差点の危険を再認識する住民の生の声を反映した予見型の地図を作成する取り組みを行っていると聞いております。

特に高齢者の事故の多くは、自宅から半径500メートル以内での発生が多く、身近な地域でのこのような積極的な取り組みを求めるところでございますが、どのように考えられるのかお伺いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 高齢者の交通安全施策でございますが、この高齢者の方々への交通安全教室の実施ということで現在やっております。

たつの警察署、交通課にご依頼を申しあげまして、それぞれ実施をしておるんですが、内容的には高齢者の交通安全に関するビデオをごらんいただいた後、高齢者の特徴的な事例等をもとに注意を喚起しておるところでございます。

また、警察のほうから最近の交通事故の件数、傾向、状況について詳しく説明、講義をされておるところでございます。また、役場のほうでは、出前講座でもって「高齢者の交通安全」と題しまして講座を開催をいたしております。

内容的には、ビデオが中心でございますが、自宅付近での事故が多いこと、また体力が落ちてきておるところの自覚、それからヒヤリ・ハット図の作成といったことの紹介をされるようなビデオということでございますが、実際にこの出前講座の中でヒヤリ・ハット図を作成はいたしてはおりません。教室の中で実際に自宅周辺の地図を作成をしまして、利用しまして、ヒヤリ、ハットした箇所、また時間帯、歩行、自転車、自動車の別など、その人数によりまして危険な箇所を把握をしていただくということにつきましては、危険箇所の再認識につながり、非常に有

効な手段だと思っております。

ただいま議員さんのほうからもご提案がございましたが、この危険箇所の把握と申しますか、認識というのは今後講座等に取り入れて実施したいというふうに考えております。

また、同時にたつの警察署のほうにもこういったこともご協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（佐野芳彦）** 清原良典議員。

**○清原良典議員** 今お聞きしますと、消防署が災害時のために今各自治会で行っている図上訓練ですか、それによく似たような内容ですね。

町長の施政方針にも多発する高齢者の交通事故防止対策として高齢者交通安全教育を引き続き実施すると述べられているわけですが、先ほど私が交通安全教育の内容を工夫する必要があるのではと申したところですけども、大体内容については把握できました。

もう一点、どの程度の頻度で教育、そういう講座を開かれておられるのか。それから、当然担当部署である生活環境課、ここもタッチはされておるはずですけども、担当の職員さんも同様に教育を受けておられるのか、お尋ねをします。

それと、先日、少し話がそれるかもわかりませんが、神戸新聞のいい耳のコーナーに少し気になる記事があったんですけども、それには近年高齢運転者の事故発生率が増加の傾向にあり、自動車保険の支払いが増えたため、損保会社は高齢者の保険料を若い年代と比べ高くすることを決めたが、いささか短絡的な判断ではないかという内容でした。

これにはこの方なりのデータがあるわけですけども、過去10年間の県内における高齢運転者が招いた人身事故件数は1.5倍になっているのですが、高齢免許保有数は1.7倍であると。つまり、高齢運転者の事故発生割合はむしろ減っていると言われておるんですけども、現実的には事故は増えていることは認めざるを得ません。

ただ、このおっちゃんが言いたいのは、納得のいかない根拠に基づいて高齢者に過度な保険料の値上げを課するのは不当であると、それであるならば免許保有者に対して事故発生件数の割合を年代別に比較した証明を出せと損保会社に文句を言っとるわけで、この83歳の神戸のおっちゃんが言いたいのもわからんこともないのですが、昨年うちの父親が84歳で亡くなりましたが、そらまあおやじが乗っているときはもう車の外観は傷だらけでした。母親が、また当てた、また当てたとよく愚痴を言ってましたが、最後まで人身事故がなかったのが不幸中の幸いでした。

当然高齢者の方にしかられるかわかりませんが、やはり節度ある常識を持って対応していただきたいと私は思います。例えば運転する車両を小さくしていくとか、勇気を持って免許証を返納するとか、こういう勇気も必要ではなからうかと思えます。

交通安全教育の中にこれらのことも既に盛り込まれているやもわかりませんが、やはりその辺のことも含めて再検討をしていただきたいと思いますが、いかがですか。お考えを再度お尋ねします。

**○議長（佐野芳彦）** 生活福祉部長。

**○生活福祉部長（丸尾 満）** これまでの交通安全教室をどの程度開催をされてるかということですが、大体月1回程度で推移しております。

職員の教育はどういうことかということですが、もちろん担当者はいろんな資料、データ等も日常からつかんでおりますし、またこういった教室におきましては専門的な警察の方と一緒にやっておりますので、教育的な面につきましては鋭意努力をさせていただきます。

最後に、いい耳の記事からのご意見がございましたが、なかなかいろんな方法がとられております。免許の返上についてもそうなんですけれども、これも一つの例といたしましては上がりますが、なかなか難しい面がございます。高齢者の方自身におきまして

も非常に葛藤があるというふうに聞いております。

といいますのも、自分の体力の低下というのは気持ちはこうしっかりされておりますが、体の問題ですので、無意識のうちにやはり安全装置が働いて動作が緩慢になっていくというものですから、自分の意識と体の生理的なものというのはなかなか合致しないところがこの問題の根底にあるのかなというふうに思っております。

ですから、それぞれの施策につきましては、一概に引っ張っていくと、このほうに誘導していくというのは課題も多くございますので、その辺今後検討していかなければならん、また警察のほうともお話をさせていただきながらいい方法といいますか、どういったところで取り入れていくか、どの程度の頻度で取り入れていくかということは研究をしたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（佐野芳彦）** 清原良典議員。

**○清原良典議員** よろしく申し上げます。

うちの母親ももう自分の好きなカラオケは年がら年じゅう自転車でも走り回っただけで、ほかのことを注意すると頑固で困ります。

次に行きます。

次に、自殺対策について質問をいたします。

我が国の自殺による年間の死亡者数は、2009年まで12年連続して3万人を超える状況が続いており、その数は交通事故で亡くなる人の実に4倍相当となっております。

この4倍というのは違いかも知れません。2009年の事故死者数が4,900人余り、5,000人としても6倍に当たります。再度これについてはチェックをいたします。

戻ります。

諸外国と比較しても、我が国の自殺者数は非常に高い水準であると報告をされております。自殺の傾向として、約半数は30歳から50歳であり、60歳以上も36%を占めておりま

す。悲しいことに、20歳代では死因の第一に自殺が上げられること、また人が自殺に至る背景には、皆さんご存じのように、今の世の中を象徴するがごとく、失業による生活苦や多重債務や健康問題が起因するうつ病などが要因であり、これらが複雑に重なり合っていることが指摘されております。

実際の調査では、亡くなる前に地方自治体などの相談機関を訪ねていた人は7割にも及ぶと言われており、社会的な支えがあれば自殺は避けられる死であると受けとめております。

そこで、3点について伺います。

まず、太子町の過去5年間の自殺の実態と相談窓口の設置の有無。

2番、自殺対策について、どのように考えておられるのか。

3点目として、教育の現場において、子供たちに将来の心の健康を保持するための自殺予防に関する啓発等を行われているのか。

以上、お尋ねをいたします。

**○議長（佐野芳彦）** 生活福祉部長。

**○生活福祉部長（丸尾 満）** 自殺対策の本町の実態のお尋ねでございます。

本町の過去5年間の自殺者数は、平成17年は7人、平成18年は8人、平成19年は5人、平成20年が7人、平成21年が4人で、計31人でございます。このうち男性が23人で74%を占めておると。年代別で見ますと、50代、60代がともに7人ということで最も多く、次いで30代の6人が続いております。80代以降の方についてはございませんが、10代の方が1人といった状況でございます。

これらの原因、動機といたしましては、今清原議員さんも言われましたが、やはり健康問題、また経済、生活問題といった問題が複雑、さまざまな形で悩みが大きく関係をいたしておりました。多くの方がうつ状態であろうというふうに言われております。

その相談窓口の設置でございますが、非常に自殺者数が全国で3万人を超える状況が続いておるということで、社会問題と今現在は

なっております、本町におきましても一応社会福祉課のほうで相談窓口を担当しておりますわけですが、これまで自殺のおそれとか、また自殺につながるのではないかとといった直接的なご相談というのはございませんが、これまで専門員さんによります相談が毎月第2火曜日役場のほうで実施をしておりますし、また精神障害者の方の相談員によります相談を奇数月の第3火曜日に今保健福祉会館のほうで実施をしております。また、県のほうでも龍野健康福祉事務所に相談窓口がございまして、これらよく広報紙等でお知らせをいたしております。それぞれ県の機関また町サイドの相談窓口ということで掲載をさせていただいております。

それで、この自殺の対策についてどのように考えておるかというご質問でございますが、非常に難しいといえますか、なかなか見えない状況がございます。その中で対策でございますので、いろんな要因として挙げられておまして、その中でもやはり心の病気といったところに大きくスポットが当てられておるようございまして、この心の病気につきましては、どうしても早期発見、早期治療というところになってくるんですが、やはりご本人の周りにおる者、ご家庭を中心としたご家族などが異常に気づいて早期の治療に結びつけることが肝要なので、やはりこの心の病気についての知識を深めていただくと。そして、気軽に相談できる体制づくりといったことが大切であろうというふうに思っております。

この知識的なもんが欠如しておれば、気づきにもいきませんし、また一人で考えましても前へ行きませんので、気軽に相談できる体制が必要ということでございます。

この特効薬といいますとなかなかございせん、国を初めどの自治体もそういう面では非常に思案をするところでございますけれども、本町の試みといたしまして、つい先日までございましたが、社会福祉の増進に努めて地域の相談役でもございます民生委員さ

ん、児童委員さんを対象に精神科の先生を講師にお招きをいたしまして、自殺予防対策として「気分障害について」と題しましての講演会を開催をいたしましたところでございます。

この23年度も引き続いて自殺対策といたしまして、住民の皆様がこの問題に関心を示して自分の家族の問題としてとらえられるような事業、具体的には講演会等を予算上考えておりますが、そういった啓発的な事業を実施したいというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 3点目の教育現場での対応はという形のご質問にお答えさせていただきますしたいと思います。

本当に自殺等に関連した事案また報道を見たり聞いたりするたびに、天命を全うすることなく死に至ることはどのような場面でも本当に悲しいことでございます。そういう状況の中で、ご質問にありますように、教育現場におきましては、一番大事にしなければならないこと、それは言うまでもなく子供の命を大切にすることとあります。すなわち、子供たちが安心して楽しく毎日の学校生活を送れるように教職員が常日ごろから心と体の状態に気を配り、子供の救いを最初から受けとめられるゲートキーパーであることを自覚した行動が大切であると、また求められているところでございます。

学校園の生活の中におきましては、金魚またはウサギ等を飼育する中で、また植物栽培などを通じて命の大切、また命を守らなければならないということが、その重要性や必要性を体験から学べるよう毎日の生活指導の中、また道徳の時間等を通じながら命の尊厳について話し合う機会等を通じて学習の中で教えておるところでございます。

この問題の早期の対応としましては、子供が自殺という行為に及ぶ前に救いを求める必死の叫びがあり、そのサインを的確にとらえ、正面から向き合うことが大切であり、学

校内での先生方、教職員の間での連携を図ることが重要であります。

そういう状況でございますから、万が一子供たちの様子に気がかりな変化が見受けられるときには、学校だけではなく家庭、そして他の関係機関、そして地域の人々がそれぞれの立場で協力を願い、また連携を図ることにより、迅速、適切に対応して、子供が危機を乗り越えられる手助けをしていく必要があると考えております。

そして、子供たちの心の健康を守ることの第一は、常日ごろから場面、場面で命の大切さを教えることであり、自殺という行為の予防につながるものであります。子供を見守る視点を忘れず、信頼感のある人間関係が構築できるよう指導に努め、本町におきましても、悲しい事案が生じないよう取り組みを進めていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 期待してました「しかしながら」入ってなかったですね。

最後に、西村次長のほうから、日常生活においてはそういうウサギとか動物のお世話また植物の世話、それと教室においては道德の時間を設けておると聞きましたが、年間どの程度1年生から6年生までどれぐらいの時間をそれに費やしてるのか、後にお伺いしたいと思います。

それと、丸尾部長にはいろいろとお答えしていただいたんですが、相談窓口の設置は広報紙等で啓発しておると先ほどお伺いしたんですが、部長の説明の中には何度も同じ心の病気という文言が出たんですが、そういう心の病気の方が広報紙に触れる回数がどの程度あるのかなど、これも頻度というんですかね、その辺のこともお尋ねをしたいと思えます。

それと、先ほども言いましたように、実際の調査では亡くなる前に地方自治体などの相談機関を訪ねられた方が7割にも及ぶとの結果が出ておるわけですが、太子町の相談の実

績というんですか、実態はどうであるのか、お聞かせ願えるのであればお尋ねをします。

それと、兵庫県の地域自殺対策緊急強化基金を活用してうつ予防をテーマにした講演会を開催し、心の健康講座を実施すると施政方針にあります。これについてどのような内容であるのかをお尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） この問題について、広報紙で啓発をしておるという答弁に對しましてのご質問でございますが、ご本人が見られる機会というのはなかなか推しはかれませんが、少なくともご家庭のご家族の方にはごらんいただいておりますというふうに思っております。

次に、相談の実態でございますが、先ほどの答弁の中でも申しましたが、直接的な相談というのはこれまでございません。ただ、比較的学童といいますか、若い年代の方でのやはり知的といいますか、そういった相談は寄せられております。また、ひきこもりに近い形での相談は寄せられておりますが、自殺が想定されるとか、ほのめかすといったような直接的な相談は本町ではございません。

したがって、今清原議員言われました全国の調査から大体7割がということなんです。本町の窓口ではそんなに高率というのはちょっと感じられないというのが実態でございます。

それから、この23年度でこの県の基金を使いましめての事業の関係、施政方針の中にも触れております。これは、やはり広く住民の皆様がこの問題を取り上げていただきたい、知っていただきたいということでございますので、専門の先生、講師さんに来ていただきまして、文化会館になろうかと思っておりますが、そこで講演会的なものを開催をする予定にしております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

道德の時間でございますが、年間36時間、

どの学年にも応じて、小学校1年生から中学校3年生まで授業いたしております。

そして、道徳の学習と道徳的実践というものがあまして、学習したことを学校の中でどのように実践されているか、実践されていなければ特別活動の中でさらにそれを深めていくというようなことを進めておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、また予定をされとること、先ほども述べられましたが、内容のほうがわかりましたら、その時点で結構ですんで、またお教えいただきたいと思いません。

3点目の質問に移ります。

ペットの火葬について質問をいたします。

一昔前とは異なりまして、近年はペットを家族の一員と考え、愛情豊かに人生をともにする飼い主が大幅に増加しております。

現在地元の筑紫の丘斎場の動物炉では、そのような家族同様のペットでさえもごみと同じように扱い、一度に何体もの遺体をまとめて火葬を行っておりますが、このことは10年以上もの長きにわたり寝食をともにした最愛の家族に対し、最期を満足に見送ることができなかったという自責の念を強く生み、長く飼い主の心の傷となっております。

近隣では、赤穂市のように飼い主の希望により個別火葬が行われ、ペットの遺骨を拾い自宅に持ち帰ることができる施設がありますが、深い悲しみの中、家族そろってわざわざ太子町からそのような施設を求めて持ち込まれる事例も少なからずあると聞いております。事実私も3年前に愛犬を亡くし、赤穂市にお世話になりました。

そのようなことから、地元の筑紫の丘斎場でも同様に飼い主の要望があれば個別火葬を行い、収骨ができるという安らぎのシステムを早急に検討、実施していただきたいのですが、お考えをお聞かせ願います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） ペットの火葬、収骨についてのご質問でございますが、今ご質問の冒頭にもございましたように、一昔前とは異なりといった状況があるかと思えます。

現在の組合の筑紫の丘の施設でございますが、その当時建設の際には収骨といったことの構想がなかったというふうに聞いております。したがって、今の組合の施行規則の中にも「動物の収骨はできないものとする。」との規定がございます。この規定を見ましても、そういったことがうかがい知れるというふうに思います。

しかし、今ご質問のように、非常にペットの状況というのが変わってきておるのは事実かと思えます。また、ペットへの愛情は飼ってみたいとわからないというのが、それこそ現実といえますか、その見方だと思っております。

そこで、現施設での対応でどうかということでございますが、構造的に見ましても今の構造では収骨というのではありません。また、それに当たりましては、やはり予約システムを入れなければなりませんし、またそれに対しての人員、携わる人間の関係がございます。増員といった問題がございます、それらも費用的には非常に大きな額が必要でございまして、今現在の建物内の施設の内容からいいましても、また施設の外につくりましてもこれは物理的に難しいというのが現状かと思えます。

このご質問の中に、参考までに申し上げますが、ごみと同じように扱いというご質問がございましたので、言いわけではございませんが、今筑紫の丘で合同で火葬をしておるのは事実でございます。しかし、丁重に取り扱いをいたしまして、決してごみと同じ扱いはいたしてはおりません。申請をされる方に対しては、収骨できない旨を説明を申し上げ、申請後、動物告別室にご案内をして最期のお別れをしていただいで、帰っていただいでおる。

なお、この焼いた骨は大体年6回専門の業者の収集によりまして静岡の浜松市にございます信栄寺さんというお寺さんですが、そこに持っていき埋葬しておるということでございまして、その信栄寺さんでは毎年4月、11月の第1金曜日に自然サイクル保全事業協同組合さんの主催によりますところの全国火葬場動物供養会が実施をされております。住民の方におかれまして、この信栄寺さんのほうに行かれまして、しっかり供養され感激されたというご意見も伺っております。参考までに申し上げました。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 詳しい説明のようでありますけども、期待外れですね。別に浜松のことまで紹介してもらいでもええんですけども、現施設の構造で無理であるということは事前調査の中で町長ともいろいろお話も聞いております。当然揖龍保健衛生施設事務組合火葬場の条例もあり、平成18年制定されており、「小動物の収骨はできないものとする。」と定められておることは重々に承知はしております。

そこで、一つは筑紫の丘への小動物、ペットですね、ペットの受け入れの実績というのは把握されておるんですか。

私もちょっと調べておる中で、赤穂市さんでは平成21年で413件の数のうち赤穂市外からの持ち込みが130件と聞いております。これは3割を超しております。

先ほども一昔前とは異なり、ということをお部長もおっしゃっていただきましたが、時代の流れというのは急速に進んで変化をしております。いつも新しいことを提案しようとする、他市町でもないことを言い出すとすぐ敬遠されてきておるのがこの太子町の実態なんですけど、この個別火葬は先ほども申しましたように、赤穂市も含めて多くの自治体で行われております。赤穂を初め合併前の実態は把握して、姫路の福崎斎苑ですか、通称こうふく苑、こちらは現在姫路と合併されて

から多分姫路は個別火葬は現在なく、年間6,000体ぐらい焼却されておりますが、昔はここでも個別火葬をやられておりました。また、全国津々浦々でもきょう現在も行われております。

この条例が制定された平成18年とそれから5年たったきょう現在とでは全く世の中の状況も変化しております。少子・高齢化も急速に進み、子供を産み、育てるという概念も相当変化してきております。一時期1,300万人とも言われたゴルフ人口よりもはるかに多い2,000万人を越す人口がペット人口と言われております。これでいきましたら、五、六人に一人の太子町民がペットにかかわっていることになります。たかが猫、たかが犬ではなく、何度も言いますように、最期まで愛情を持って、また責任を持って見届けたい家族でもあります。これこそがたつの市も“和のまち太子”も思いやりと優しさあふれ、住んでよかったと言えるまちづくりの一步になるんじゃないでしょうか。

先ほどの質問と一緒に再度要望し、再度お尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） これまでの受け入れ件数のお尋ねだったと思いますが、筑紫の丘の動物炉の使用しました数でございますが、直近の平成21年度、これは申請者から受け付けをいたしました数が781、それ以外にそういった路上等で死んだ小動物が627、合計1,408体という数字でございます。

それから、再度今の状況等を踏まえての対応のお尋ねだったかと思いますが、繰り返すようになりますけれども、すぐさまこの対応というのはなかなか難しゅうございますし、その大きなものがやはり構造的なもの、ひいては費用面が非常に大きな額になってくるといことがあろうかと思っておりますので、これらについても、やはり今の住民の皆様の声を聞きながら、その社会の状況というのは見てみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 この条例の制定時に、副管理者であられます首藤町長、当時から副管理者、制定のときになられておられました。一言これに関してご意見をお伺いしたいと思いますが。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 私もそうして動物を飼うのが好きでございまして、今まで犬、猫、ウサギ、いろいろと飼ってきました。そうした亡くなるという別れのときも何回か直面いたしましたんですが、反面やはり動物の遺骨収集というのは逆にいかなものかなっていうことを言われる方もございます。

そこらやはり今議員がご指摘になられましたように、家族の一員という、これは私も同様でございます。もう朝起きれば一緒にというようなことで、帰ったらまたすぐというような日常生活に欠かせない一緒に生活をいたしておりますが、その火葬について、この建設当時はやはりそうした面に費用がどんどんかかってくるということは大変なことだというようなことで、旧態同然のやり方をやっておったんですが、今後一度調査もいたしまして、また近隣でそうした個体の火葬がされるようなところも調査もし検討はしてみたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 今町長言われましたように、ペットを飼われてる方すべての方がこの個別火葬を望んでおられるわけでもございません、当然。それも私も把握しております。しかし、半分にしても大きな人口ですからね。

私も、やはり前の犬が亡くなって、うちの家ではやっぱりきずなになっとんですね。夫婦間が悪くなったときに、また今の犬の、赤ちゃんのときはかわいいんですわ、犬もね。今はもう私ぐらい大きくなってしても、本当に大変なんですけども。機会があるごとに、町長からもいいお答えもいただきましたんで、

調査のほうもしていただいたりして、私も次々と声を上げていきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で清原良典議員の一般質問は終わりました。

次、井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 1番井川芳昭、通告に従いまして一般質問をいたします。

その前に、私ごとでございまして、先日義理の父が亡くなりまして、町長初め副町長、総務部長、生活福祉部長、教育長、教育次長におかれましては、丁重なる弔電または香料をいただきまして、まことにありがとうございます。この場をかりて改めて御礼を申し上げます。

また、最近ではニュージーランド、クライストチャーチを襲った地震で語学留学のために留学されていた多くの専門学生や看護師の方々など日本人も数多く被災され、英語を学んで世界で活躍していくという方々がこんなにも多くおられるんだということを知りまして、そのことに対して敬意を表するとともに自分自身の小さささえ感じております。

地震発生から7日ぐらいたっておりますが、日本人の方が全員無事に救出されることを願い、またより一層教育施設の耐震構造というものは本当に人命を左右するものだというふうに痛感いたしました。

また、本町の平成22年度の予算で斑鳩小学校の屋内運動場また石海小学校の東棟の耐震工事、また23年度の予算では太田小学校南館、中央と耐震工事も行われるということで、本当にこういった工事が迅速で確実な工事になっていくことを願っております。

では、本題に入っていきます。

この質問内容で、私も任期ももう最後を迎えてこういった質問をしとかなあかんと思ひまして、この質問をしました。

太田小学校の職員等駐車場、これ幼稚園の職員の方々も使っておられるんかどうか、その辺までは確認をいたしておりますが、こういったことの質問なんです、平成21年度

の予算執行で約7,900万円という形で駐車場用地を購入して、現在駐車場として使用していると思いますが、この駐車場というのはたまたまに住民、また保護者の方から本当にでこぼこで困るんやと、土ぼこりとかということも含めて聞くんで、こういった質問をせざるを得ないというふうに思いまして質問しておるわけですが、雨が降ると舗装がされてないんで水たまりがとところどころに発生して泥だらけになり、かなり以前から学校職員また保護者の方が車をとめる際に困っておられたようです。

これに関しては以前から借地ということもあったために、地主さんの許可なしに駐車場を勝手にいらえないというようなことがあるわけですから、そういったことはなかなかできにくい面があったらと思います。

今現在は町有の土地として管理されてると思うんですが、この土地の現在の所有状況と、この駐車場の路面状況ですね。また、雨が降ったときの状況というのはちゃんと教育委員会また関係の方々には把握されてるんか、この辺だけお尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 太田小学校関係に伴います駐車場の早期整備という形のご質問でございます。

冒頭のほうに言われましたように、太子町の教育部局におきましては、本当に子供たちの安心・安全という形の取り組みを重要視させていただいて、今耐震化に伴う事業を進めているところは十分理解していただいているところかなと思います。その中で、先ほど言われましたようにニュージーランド等でもいろんな犠牲も出ております。その対応は一番にという形で今事業を進めているところでございます。

ご質問を受けております駐車場でございます。これにつきましては、小学校、幼稚園そして学童の職員の駐車場、そしてまた太田幼稚園の通園バスの乗降場所という形で利用されている部分、また太田学童を利用されてい

ます保護者の送迎用の場所という形で使用しているところでございます。

舗装されてない現状、今ご質問ありましたように、十分理解しているところでございますが、本当に使い勝手が悪く、また迷惑かけていることは十分認識しているところでございます。

先ほど言われましたように、敷地、21年時に購入させていただいたんですけども、これについては今1,542平米の形でございます。常時利用という形は50台程度が常時駐車しているところでございます。若干の余裕はあるんですけど、これは緊急時とか、また用事で来られた方が使われる部分の空き地になっているところでございます。

今後の方向としましては、先ほどから言ってますように、教育環境の改善という形を第一に考えておるところは十分理解しているところでございます。そして、要望を受けております整備につきましては、学校教育委員会に伴います耐震工事が終わる時期に予定を考えておるところでございます。

その状況の中で、今の対応としましては、毎年行ってるんですけども、教育委員会、また学校園職員、また保護者の皆さんの協力を得ながら、毎年数回程度整地作業を行って対応しているところでございます。完全舗装された施設環境がベストでございますけれども、当分の間は先ほどから言ってますように、従来どおりの補修で対応させていきたいと考えているところでございます。

また、現状での使用となりますので、本当に利用される方々には運転の中で急発進等を控えていただき、また本当に車だけじゃなしに路面にも優しい運転を心がけていただくという形で、機会あるごとにお問い合わせたいと考えているところでございます。

もうしばらく現状での利用で重ねてお願い申し上げたいというところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 行く行くはやっていただけ

るというような返事だと思うんですが、この駐車場、現時点でもまだ借地ということで理解されている保護者の方、また地域の方々がおられるんですね。本当にそういったことをたまに聞かれて、同じような答えを私もするんですが、またこれ学童保育のことにしても親御さんたちが迎えに来られる、冬になると早い時間から暗くなって照明もないということで、ここへ雨が降ると、また雨が水たまりになって、足元よくぬれるんやというようなことも聞いて、これ本当に早急に、そんな難しいことじゃないと思うんで、逆に何が障害にあるのかなというようなことも思ったりするんですね。

一番大変なことというのは、毎年夏休みの終わりぐらいに6年生の親がちょっと集まって奉仕作業という形で学校の草むしりであるとか校庭の整備、溝掃除とか、泥を上げる。その学校の泥を上げたものをその駐車場の穴ぼこのところに一輪車かトラックで持ってきて穴を埋めたりするんやね、その土で。これ毎年そんなことをやってるんやということを聞いて、また私も見たりして、無駄なことなんやね、もう。しかも、夏暑いときに朝から溝掃除の土をまたその穴に埋めて、すぐ雨が降ったらどろどろになって、またその穴がふさがれないと。毎年これをやってることが本当に無駄なことになって、教育委員会の方、この現場を見られて理解されて、またこれを知っておられるんですか、こういうことをされてると。溝掃除をしたその土を駐車場の穴に入れるということを理解されてましたか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 先ほど来言われますように、ベストの状態が本当にいい形かと思います。しかしながら、今先ほど答弁させていただきましたように、奉仕作業という形で教育施設に対しまして、保護者の方々が十分理解された中で奉仕をしようという作業が今されております。教育委員会のほうとしましても、重機というんですか、路面を削る

機械を持っていかせていただいたし、職員も何名か参加させていただく中で一緒に対応しているところでございます。

その中で、そら雨が降れば水もたまることでもあります。しかし、そういう方は毎日毎日じゃないという形はご理解いただく部分と、今先ほど答弁しましたように、行く行くはさせていただきたいという形は十分理解しておりますので、そこら辺を十分認識また協力体制にまた後押しをお願い申し上げまして、回答としたいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 奉仕作業が云々というんじゃないしに、奉仕作業っていうのはやっぱりある程度理解して親のほうもしていかなあかんということで、私もそれはせなあかんことやというふうに理解しとんですけど、毎年毎年同じことを繰り返して無駄な作業、この力と時間があるんであればほかのことができるんやという声もあったりして、そういったことで7,900万円ぐらいかけて用地取得しているんですから、それにちゃんと見合ったような整備の仕方というんですか。

今次長も言われましたけども、行く行く考えるという形で、これどういった形、もう舗装とか砂利を敷くとかといった具体的なことは考えていらっしゃいますか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 最終的には完全舗装が一番ベストかなと思います。

その中で、手順またどういう状況に改善するかというのは今後考えていきたいと思いません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 もう一つの早いことせなあかんという理由は、やっぱり整備がでこぼこであったりするんで、一台一台の車のスペースですかね、ライン引きがされてないんでね。先生の方々の駐車場っていうのはもう朝来られたときにちゃんと真っすぐに並べてら

れてるんですけど、また今の親ですから結構厚かましくとめて、1台が厚かましくとめるとそれがずっとつながって最終的にはもう出るときには車が出られへんような状態にもなったりすることが、ちよくちよく参観日の日であるとか、そういったことがあって、車のスペース自体の効率も悪くなってきているわけですね。

だから、やっていただけるということで、いろいろとあとと言うつもりはございませんが、ある程度保護者に対する思いやりということも含めてね。あのぐらいの面積であると、私が聞き及んだところによると、大体250万円から300万円ぐらいでできまっせというような話も聞きました。だから、用地、そのいろいろな附帯工事も積み重なって多少は要ると思いますけども、7,900万円であったら250万円といえは5%以下のお金でできるんで、あるんですから、早急にこの駐車場整備を要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で井川芳昭議員の一般質問は終わりました。

次、服部千秋議員。

**○服部千秋議員** 通告に基づき、高齢者の安否確認は万全かについて質問をいたします。

通告を提出した時点で、池田市役所に数字を確認していたのですが、本日最新の情報を再度確認しましたので、お答えいただく当局には既にお渡ししておりますが、通告文書の数字を一部入れかえてご質問いたします。

地域の皆がお互いを見守ることが自然にできるような温かく豊かな地域社会になるよう皆で取り組むことが大切であることは言うまでもありません。ここでは、行政が高齢者の安否確認についてどのようなことができ、どのような成果を上げているか、どのようにしていくべきかに焦点を当てて質問いたします。

全国で所在不明の高齢者が相次いで発覚した問題を受け、大阪府池田市はつい最近高齢者の安否確認作業を条例化されました。

安否確認の対象となるのは、65歳以上の市民約2万2,500人のうち、過去1年間に介護保険や国民健康保険、後期高齢者医療保険を利用されなかった約3,500人で、65歳から74歳の方には地区福祉委員（11小学校区に600人弱）が、75歳以上の方には民生委員（177人）が、池田市が年2回情報を提供して、高齢者の安否確認をしてもらうとことでもあります。高齢者本人が不在であったり、家族が訪問を拒否したりして確認が難しい場合には、市職員が立入調査できるものとしています。

まず、(1)本町に単身高齢者の世帯は何世帯あるか。男女別ではそれぞれ何世帯か。また、高齢者のみの世帯は何世帯あるか。子供と同居していても別世帯にされている方もあるので正確な数字は出せないかもしれませんが、もし実数をつかんでおられれば実数で、つかんでおられない場合は戸籍上の数字でお願いします。

本町では、まほろばの里、聖園に依頼して、役場職員でなく、委託先の職員が介護保険を利用されていない高齢者を訪問し、同時に安否が確認されております。また、民生委員も地域の高齢者等を訪問し相談に乗り、その結果、安否確認もなされていると思います。

(2)池田市が年2回安否確認をするとされているのに対して、本町では現状としてどの程度の頻度で確認がなされていることになっていると想定されるか。一概には言えないかもしれませんが、お答えいただくとありがたいと思います。

本町では、介護保険の説明は年1回、民生委員の訪問は人によって、また地域によりますが、さらに状況によってさまざまであるようですが、高齢者の安否の確認は本町において十分にできていると言えるでしょうか。

(3)介護保険の説明に行っても会えない場合、どのように安否を確認されていますか。

さらに、(4)本町では安心見守りコール事業もなされていますが、それが実際どのよう

に活用され、年間何件ほどのような通報がなされておりますか。

トータルとして、本町の高齢者の安否確認は十分と言えますか。現在の体制以外に何か方策はありますか。

また、高齢者でなくてもひとり暮らしの町民には1人でいて突然トラブルになることがないとも言いきれません。高齢者に達していない年齢の町民で単身の世帯は何世帯ありますか。男女別ではそれぞれ何世帯ですか。このような方がどれくらい本町におられるか、参考までにお知らせいただきたいと思えます。住民票を太子町に移されていない方もおられると思いますので、戸籍上でわかる数字で結構です。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、単身高齢者の方の世帯数でございます。直近の1月末現在で507世帯でございます。男女別では男性が111世帯、女性が396世帯でございます。

これは、民生委員さんの作成された福祉票から拾い出しておりますので、実数に近い数値というふうにご理解いただけたらと思えます。

それから、高齢者のみの世帯数でございますが、これは住基のほうから拾い出した数字でございますけれども、2,349世帯でございます。

それから、第2番目のご質問でございましたんですが、高齢者の方の安否確認が十分かといったことでございますけれども、もう既に議員さんのほうもあらかじめお調べになっていることと思えますが、介護保険制度によりますところの介護認定を受けていない方への全戸訪問、それから安心見守りコール事業、ご質問の中にもございましたが、この事業によりますところの電話による毎月1回の安否確認、さらには77歳以上の方につきましては、毎年「敬老の日」において長寿祝金の関係でございますが、これを直接お渡しをするという形で確認を行っております。

また、民生委員さんのほうの活動につきましては、日常からやはり特にひとり暮らしの方、また高齢者のみの世帯といったことを中心に訪問をしていただいております。また、その民生委員さんの訪問時には社会福祉協議会の各種サービスの提供、例えば誕生日お祝い金とか年末ふれあい弁当とか、そういった各種サービスの提供を伴っての訪問をしていただきまして、高齢者との親交を深めていただいで、孤立化を防いでおると。

ちなみに、民生委員さんの訪問活動記録、これも活動記録の集計からひも解きますと、平成21年中でございますが、訪問回数8,284回を数えておりまして、お1人当たり月平均12.5回訪問されておるという数字が出ております。

それから、3点目でございますが、介護保険の説明に行っても会えない場合の安否確認でございますが、これは職員が、地域包括支援センターの職員でございますが、直接当該の方のところへ訪問をいたしまして会えませんでしたと、ご近所等々の方からの情報を収集をするとともに他の機関との照会等々で追跡調査を行いまして確認をしております。

昨年、所在不明高齢者の問題が全国的な問題になりました際にも、本町はちょうど9月敬老の日がございましたんですが、その前後、こういった作業を行いまして、本町におきましては77歳以上の方については全員所在確認をしまして、安否の確認をしております。

それから、4点目でございますが、安心見守りコール事業のお尋ねでございます。

この直近の1月末現在で118名の方について、端末を設置しておるということございまして、今年度当初から1月末現在までの通報件数につきましては16件を数えております。その内訳でございますが、救急搬送要請が11件、救急搬送以外の搬送が4件、搬送なしが1件でございます。この緊急要請以外の相談件数でございますけれども、健康状態等の相談が中心でございますが、131件ござ

います。

また、月1回受信センターからお伺いコールとして安否確認を行っておるということを行いましたんですが、本年度は1月末で2,094件行っております。

これらのトータルで安否確認が十分かどうかというお尋ねがあったかと思いますが、こういうそれぞれの角度から確認を行っておりますので、安否確認につきましては一応十分と。また、それは見方によりますと十分でないという見方もするわけですが、今本町が行っている内容につきましては十分かと考えております。

それから、5番目で高齢者以外の単身者のお尋ねがあったかと思えます。

これは住民基本台帳等のほうから記載されておる数字を引っ張ってきておりますが、男性世帯で1,033世帯、それから女性世帯で545世帯、合計1,578世帯という数字をつかんでおります。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今のご答弁で、少し早口で聞き取りにくかった部分があるので、それを確認させていただきませんが、3番目の介護保険の説明に行っても会えない場合は職員がというのは、どういう職員が行ってると言われましたかという点と、それからこういう方があられるのかどうかの心配なんですけれども、事情によって住所を明らかにしたくない人で高齢者がおられた場合、住民票を太子町に残したままどこかに行かれていますとか、そういったような方はおられないのでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、早口でということでしたんですが、地域包括支援センターの職員、すなわちさわやか健康課の職員でございます。

それから、住民票だけで実際おられないといったようなケース等々どういった対応がということですが、先ほども申しまし

たように、昨年ああいった全国的な問題もございましたものですから、これはご近所の情報等を集めまして、いや実際そういう方は見たことがないとか、いやそういう所在はありませんといったケースも中にあったように思いますが、実態として調査をして、直接本人に会えないケースでも、やはりご近所からの情報で確認をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 そういう場合にご近所に聞かれたり、また先ほどほかの機関ともというようにこともたしか言われてたと思うんですけども、実際に確認できない方というのは、確認できない、本当にこの方がここにおられて元気というか、体の調子は悪い人もおられるかもしれませんが、ここにいらっしゃるといふ確認ができてるんですか。それとも、そうでなく確認できていない人もやはり何人かおられるんですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） すべて77歳以上の方については確認を済ませております。

本町内におられない方も恐らくというんか、多いのがやはり町外の病院もしくは介護施設に入所されておるといふケースがほとんどであったということでございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 それから、端末を設置して安心見守りコール事業をということで、設置されてる方の情報は入ると思うんですけど、設置、それは行政の立場にしたら、それは住民が言ってきたらするのだとお答えになるのかもしれないんですけども、ほかにも設置されたほうがいような方がおられたら困ると思うんですけど、その辺についてはいかがですか。何か対策というか、広報に書くとおっしゃるのかもしれませんが、そういうセーフティーネットといいますか、そういうことについては何かお考えというか、思いやりというか、おありでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） この安心見守りコール事業につきましても、一方的に申請を待っておるといってもございません。こういった単身世帯の高齢者の方等中心にしまして、地域の民生委員さんの方とも事前に話がされておりまして、この方については必要だろうといったことで、こちらからお勧めをするというケースがほとんどかと思っておりますので、この事業につきましても、今の状況といたしますか、地域民生委員さんとの協働での日常の訪問といたしますか、状況から判断をして、こういったことの機械設置ということについては特に問題があるとは思っておりません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 わかりました。

かなりの精度といたしますか、深さで、本町はこの点できているんだと私もこれ調べて思っております。しかし、なお一層そういう点に今後も注意を払っていただきたいと思えます。

それで、お一人で暮らされていてお亡くなりになられて、それがすぐにでなくやはり後でわかるということもどうも本町でもあるやに聞いております。実際完璧にそういうことがなくせるかどうかという難しい面もあるんですけれども、そういう不幸な場合もありますので、高齢者また高齢者以外でもお一人でお暮らしの方がいるんですが、そういう方たちの安否確認に今後も心を砕いていただきたいというふうをお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 3番公明党の中島貞次でございます。

この4年間、第1年目の9月以来、毎回のように定例議会におきまして一般質問をさせていただいております。その間には、行政側

当局にとっていろいろ難しい問題もあつたりして実現できないものもありましたが、ただいろんな要望の中から多くのが実現できまして、大変感謝申し上げます。つい最近も、脳脊髄液減少症の支援の方からもお電話をいただきまして、太子町の公式ホームページに掲載していただきましたという感謝の声が届きましたので、ご披露しておきます。

まず、通告に従いまして質問させていただきます。

1点目ですけれども、先ほどからいろいろ独居老人等高齢者世帯のことが問題にされておりますが、シルバー交番設置についてでございます。

12月定例会におきましても、ひとり住まいの高齢者問題を質問させていただきましたが、そういう高齢者の安否確認から生活支援やその他健康相談に至るまでのその地域の高齢者関連の業務を総括する365日24時間運営のワンストップサービス提供のシルバー交番の設置を検討してはどうかということでありまして。これは既に当局として調べておられると思います。これは東京都が設置したシルバー交番であります。

当然いろんなサービスを24時間365日受けられるということで、高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指す、そういう施策の中で高齢者の生活を支える地域ケア体制を整備しますという東京の一つの方針なわけですから。

これについて重複しますが、その辺の高齢者対策についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） シルバー交番につきまして、今中島議員さんのほうからご紹介ありましたように、東京都が2010年度から事業ということでございまして、2中学校区に1つの設置を目安としまして、居宅介護事業所等に社会福祉士と事務職の2名を配置し、初年度は15カ所を計画、以後順次拡大

していくといった内容のものを私も入手をいたしました。その中身につきましては、今議員さん言われたとおりでございます、本当に福祉・介護版の交番のお巡りさんという感じがいたしております。

この東京都の背景でございますけれども、高齢者世帯の増加ということがございまして、これはもう東京に限らず全国的な傾向かと思っております、特に都市部においては顕著であるというふうに思っております。地域社会とのつながり、支え合い感情が希薄といったところに大都市独特の状況がございます。

さらに都会のほうでは、高度成長期に本当に大規模団地といったことがたくさん建設をされ、ところがそこが高齢化によりまして都市部に出現した限界集落といった表現が使われておりますが、そういった状況というのが本町にないような状況がございます。

今現在地域コミュニティの再生と、また住民による支え合いといったことで本町も緩やかな支援というような形をとっておりますが、大都市のほうではそういった緩やかな支援ではもう間に合わないという状況下にあつて、今回東京都のほうがこういった事業をやられておるといふように思います。

状況が違うというようなこともございまして、本町ではシルバー交番といった設置については考えてはおりませんが、将来を見据えまして参考にすべき事業かなという思いしております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ご説明いただきありがとうございます。

このシルバー交番のポイントとしての基本機能としては、先ほど言いました、まず24時間365日対応すると。それから、当然本町でも行っておりますが、高齢者への訪問活動。それから、高齢者情報の一元的収集、把握、管理、共有化。そして、介護保険外サービスを含めた提供体制のコーディネート。それから、緊急時対応、安否確認と。

今申しました5つの中では、本町におきましても実施されているのが多々あるわけであり、訪問活動も積極的にされておられる、緊急時の対応もされております。介護サービスについてもされておられると。私が一番この中でぜひとも進めていただきたいというのが、3番目に言いました高齢者情報の一元的な収集、把握、管理、共有化と、こういう意味でのシルバー交番の設置ではないかと、そういうふうに考えております。

お互いに民生委員さんなり、介護の地域の支援センターなり、いろいろ情報は共有されておられると思います。それを一つの、ここではシルバー交番という仮称になっておりますが、その中で高齢者に関する情報を一元的に管理して、情報に努めていくというふうな感覚で私はとらえておるわけであり、それについて、例えば社会福祉士さん、あるいは介護福祉士さんとか、いろんな資格を持っておられる方等、あるいはケアマネの人、あるいは緊急に対応するためのある程度看護師さんの資格を持ったような人等、そういうふうなある程度対応できる人が中心になっての相談窓口というか、そういうのがあったら、たとえひとり暮らしでなくても今は夫婦の高齢者世帯、単独世帯もありますし、そういう意味で何かあったときの相談としてできるのではないかなと、そういうふうに考えた次第であります。

一つの例としてあるんですけれども、息子さん夫婦と同居されている方のお年寄りがおられます。当然一つの例です。息子さん夫婦は昼間共働きでない。だから、そのお年寄りが、この場合82歳の方が昼日中1人でおられると。食事づくりで火を使うのが不安であるとか、息子夫婦が不在の時間帯が不安であるとか、それから要介護ではありませんが心臓疾患があったとか。そういうような場合にシルバー交番の制度を使いまして、実際に本人と、この場合息子さん夫婦と同居されておりますが、直接訪問して、息子さん夫婦ともいろいろ話し合いをし、聞き取りをし、その

状況を確認しながらしていくと、そういうふうな例もあるわけです。

そしてまた、単身でひとり住まい、男性74歳、要介護1という方の例があるんですけども、地域で外出や社会交流を希望していると、高齢者デイサービスになじめない、集まる場所の情報もないと、閉じこもりがちになっている、何かよい方法はないかと相談があったと。シルバー交番としては、自宅に訪問して本人と面談した、ケアマネジャーと情報交換し、希望に合うデイサービスを検討した、同意を得てボランティア団体にも情報提供をした、見守りネットワークに登録を勧めたと、こういうふうにしてシルバー交番は適切な状況の把握で必要な情報提供で、例えば1人の方の孤立を防止したというふうな取り組みが一つの例として載っているわけであります。お年寄り、高齢者の方に対するいろいろな支援を今後いろんな意味で考えてみてはどうかということであります。

あと12月の定例会でちょっと提案させていただきました安否確認センサーですか、それについてはなかなか厳しいと、だが今後検討していくという話もありましたが、そういう意味で今後のそういう高齢者に対する支援の取り組みを最後にお聞きいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 高齢者支援の取り組みのお尋ねでございます。

これらの問題につきましては、地域包括支援センターのほうでこれまでのところは総括的にそういった支援も含めましてあらゆる角度でもっての窓口ということで対応をいたしております。

中では、365日24時間という取り組みといったことで、お一人お一人の情報の一元化をした上でこういった基地的な体系をとってはどうかという、今回のご質問の中身かと思っております。

これらについても、やはり高齢者の支援問題については、これからもどンドンどンドン状況というのが厳しくなる状況でございます

ので、常にどういった支援体制がいいのかというのは検討しなければなりませんので、今回のことにつきましても、状況等に合わせて考えますと、東京都のシルバー交番というのは本町にはすぐさま設置というのは考えにくいんですけども、そういった今お尋ねの情報の一元化等々につきましても、やはり地域包括支援センターのほうでよく検討するようというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今後ともよろしくお尋ねいたします。

それでは、2点目に移らせていただきます。

広域化の助け合い事業についてでございます。

たつの市と揖龍保健衛生施設事務組合や揖龍地区農業共済事務組合がありまして、単独市町での取り組みが難しい場合に広域で連携して相互補完し合う、協力しながら取り組むシステムが考えられているというか、今あります。

その中で、これも地域の方からご相談を受けた内容なんですけれども、高齢化が進み、また年金生活の暮らしの中で葬祭費の捻出に苦労されるお年寄りもおられると。たつの市で実施されているような安価で葬祭葬儀用具貸し出しのシステムを取り入れられませんか。

2点目は、今後、後期高齢者医療制度のように広域で営む事業が増えると思いますが、その見通しについてお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目でございます。

葬祭用具等の貸し出しにつきましてはですが、これは以前にも同種のご提案がこの意見の中でもございました。

祭壇一式の費用とか、管理に伴う運営経費、またこの業務にかかわります人件費が相当かかるというようなこともございまして、

また一方、今の現状を見ますと民間事業所、民間業者さんが既に町内においてももう2軒ございますし、またこの太子町を取り巻く近隣におきましてもかなりの事業所がございます。これらの事業所との競合といった問題もございました。また、この貸し出しというシステムをとりますと、どうしても葬家のほうで会場設営また司会者の人選、またその式の運営といったことについて、ご近所の方の協力が不可欠というようなこともございまして、今日の現状の社会情勢を見ますと、町がこういった直接的に安価で貸し出すというのは難しいというのは以前のご質問にもお答えをいたしました。

このたびの中島議員さんからのご提案でございますけれども、同様の回答になるということでございます。

それから、2点目でございますが、この広域で営む事業の見通しということでございますが、今のところ健康保険の関係が取りざたされているのはご承知かと思えます。既に後期高齢者医療制度につきましては、兵庫県下の市町で広域連合が形成されまして運営をされておりますけれども、国民健康保険におきましても現在都道府県を保険者とする案あるいは広域連合方式といいますか、広域化といったことが国において検討されております。この新制度につきましても、改革会議のほうで最終取りまとめがございます。それによりますと、後期高齢者を国保やほかの被用者保険に戻した後に最終的には全年齢を対象に都道府県単位の財政運営を目指すということが明記をされております。

この第1段階の後期高齢者を国保また被用者保険に戻す制度改正におきましても、現在の国政の状況から平成25年3月と言っていたのが平成26年3月、1年延長といいますか、遅れるという見通しが出されております。その後の国民健康保険に係る広域化につきましても、なかなか順調には進まない状況にあるのかなという見通しで持っております。

いずれにしましても、太子町国保の財政状

況を考えますと、本町に限らず、町単で運営をしていくのが非常に困難というのが、厳しい財政状況が否めないわけでございますので、広域化によります財政運営でもって効率化が図れるということが大きく我々も期待をしておるとというのが現状でございます、国、県の今後の動向を注視をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

まず1つ目ですけれども、葬祭葬儀用具の件でございます。

たつの市では、祭壇の使用料1万2,000円、自動車の使用料1万円、ひつぎが大人用8,600円、その他葬祭用の消耗品3,800円、トータルいたしますと3万4,400円で済むわけです。これはたつの市営のそういうあれですけれども、ところが民間のこれだけのものをそろえますと数十万円になってしまうということが現実なわけです。

例えば夫婦で高齢者でお年寄りで年金生活されてると、片方が亡くなりますとよほど息子さんとかそういう親類の関係の手助けがない限りお葬式で数十万円をかけるというのは現実問題として不可能なわけです。そういうせっぱ詰まった町民の方からのご要望なわけです。もし相方が亡くなったらどうしようと、そのまま出そうという葬儀ができないという方も現実におられるわけです。

1つ私が考えますのは、たつの市との事務組合におきまして、揖龍保健衛生施設事務組合があるわけです。その中には当然火葬場も含まれているわけですから、その中でたつの市さんと話し合いを進めてもらって、一部事務組合の中で葬祭葬儀の貸出システムはできないものか、そういうふうに考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 組合でどうかということですが、現在たつの市さんのほうでは実施をされております。

本町においては、今先ほど申しましたような理由でもってなかなかシステムどおりというのはできないということでございますが、それを組合ということではありますが、特段のこれまで組合内で話をしたということもございませんので、一度幹事会等々でお話をさせてもらうのはやぶさかではございませんが、導入となりますと難しいのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 一度そういう話をさせていただいたらなど、そういうふうに考えておりません。

また、広域で営む事業に関しては、今後国保の関連がこれからあるというふうな可能性はあるわけです。ですから、県内だけ見ても兵庫県の北部等へ行きますとかなり一つの町だけでは財政状況が厳しいところもありますし、兵庫県だけ見ますと裕福な市町もあるわけですが、それぞれにおいて単独でいろいろな事業を起こす場合に、特に保険制度なんかは厳しいというのはあるわけです。その中で、現在後期高齢者で今後国保もというふうな話ですが、今後いろんな分野である程度、例えば揖龍で一部事務組合のような形とか、兵庫県全体の広域とか、隣の姫路市さんと何かのそういう事業を協力しながら一部事務組合的なものでやっていくとか、そういう流れがどうしても出てくるのではないかなと、そういう考えで今回質問させていただきました。

そういう意味で、具体的には今国保の話がありました。今後そういう広域で行うということについて、最後にまとめの答弁をお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 広域でというのは、特に今府県段階でも広域の話が近畿を中心にも出ております。いろんな地域の構想が出ておると。この全体を通してということでございまして、私のほうからといいますの

は、やはり福祉面中心でございますので、他分野もあろうかと思えますけれども、やはりこれも今地方制度をめぐっての外枠といいますか、概要の中でいろんな議論がされておりますので、そういったことをよく注視していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 この問題はあと道州制の問題とかいろんな問題にも今後絡んでいくと思えますので、またいろいろ町内でも検討のほどよろしくお願ひします。

続いて、3点目に移らせていただきます。

地方自治法の改正についてであります。

今国会に政府が提出準備をしている地方自治法改正案について、その中には1、議会と長、いわゆる首長との関係、2、住民投票制度の創設、3、国等による違法確認訴訟の創設など6分野があると思われます。その改正案について、町の見解と今後自治法改正案が成立すればどう取り組もうと考えているのか、その辺の答弁をお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 地方自治法の改正についてお答えいたします。

地方自治法の改正につきましては、国会等の混乱を受けて昨年の第174通常国会に提出されました改正案もいまだに継続審議の状況にあります。

ご質問の今国会に提出予定の改正案につきましても、成立見通し、また詳細な内容が不透明な状況にありますが、総務省のホームページの情報を見ますと、地方議会の活性化、議会と長の関係の明確化、直接請求制度の緩和、また住民投票制度の創設、国等による違法確認訴訟制度の創設、一部事務組合・広域連合等の効率化、この6項目について改正が予定されております。

町としましては、総務省の地域主権戦略会議の工程表に沿って平成22年1月から総務大臣を議長とする地方行政検討会議で検討され、現時点で早急に制度化すべき内容として

取りまとめられました改正法案でございますので、その内容を十分に尊重していきたいと考えております。

成立後の取り組みについてのご質問であります。法律の施行期日に従い、個々の項目ごとに必要な準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今総務部長よりいろいろ説明がありました。

もう少し主なポイントをわかりやすく説明いたします。

まず、地方議会は定例会、臨時会の区分を設けずに通年の会期とすることができる。

2番目として、議長などが臨時議会の招集請求をしても首長が招集しないとき、これはよそのとこであったんですけども、議長が臨時議会を招集できる。

首長の専決処分は、副知事、副市町村長の選任を対象外とする。これは我が町とは関係はないんですけども。

4番目、議会の解散、解職請求に必要な署名数の要件を緩和する。これも太子町と余り関係ないんですけども、例えば有権者16万から40万人は6分の1に、有権者数40万人を超えるところは10分の1に緩和するということです。

それから、大規模な公の施設の設置について、住民投票に付すことができる。これは住民投票制度です。住民投票で過半数の同意が得られなければ設置はできない。

6番も余り太子町と関係ないかもしれませんが、国が自治体に違法の是正要求をしても応じず、その自治体が国地方係争処理委員会への申し立てもしない場合、国は訴訟を起こすことができるというふうなことです。

今後この地方自治法が改正されれば、それに応じて今後取り組んでいくということがあります。

私は考える点の一つありまして、要は住民が主役の地方自治だというのが一つの、いろんなテーマがあるんでしょうけども、私は住

民自治が、住民が主役の地方自治だというふうに考えております。そして、それゆえに住民投票制度が大都会、大都市部ですけれども緩やかになっているということです。

そういう意味で、あと長と議会の関係のあり方も地方議会といいますのは二元代表制によることであります。その中におきまして、相互の役割を全うすべく建設的な議論を行う観点から再議等を活用すべきではないかというふうな提案もなされておるわけでありませう。

ですから、今後行政と議会のあり方がこの地方自治法改正によりまして、さらに一步深く明文化されていくと思いますので、今後ともまたよろしく願いいたします。

地方自治法改正につきましては、非常に難しい内容なんでこの程度しか質問できませんが、よろしくお願ひします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） まだ改正案の法案というのは提出されておられませんので、そういう状況の中でお答えするわけですが、個々にご質問いただきました。ちょっとかいつまんでというんか、地方議会の活性化のうち、一応議会も条例により通年会期を選択できるというその方向ですが、これにつきましてはサラリーマンや女性などの幅広い層の住民が議員として活動できるようにするために定期的、予見可能な形で議会の開催が改正案の趣旨でございます。

その選択に当たっては、地域の状況に合わせて住民との協議が必要であります。また、開議の手續、専決処分、出席義務の必要性、また一事不再議の例外的措置、また一定期間内の議案審議のルール化など、種々検討する必要があろうというふうに考えております。

それと、議会と長との関係の明確化、これ二元代表制のもとでのという話でしたが、再議制度についてちょっとご意見を述べられました。一般再議をすべての議決事件に拡大、収支不能再議の廃止等の方向であります。これについては、執行機関としての責任を果た

すために法案どおりに取り組む方向がございました。

それと、住民投票制度の創設についてのご意見がございました。これについては、法律指定事項についての条例で定めるところにより住民投票に付するという方向であります。この内容につきましては、大規模な公の施設の設置が対象とされておりますので、その条例整備等に取り組む考えでございます。

また、国等による違法確認訴訟制度の創設、国等の是正要求に対して必要な措置をしないときは提訴が可というその方向であります。これについては町においては取り組み事項はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

○議長（佐野芳彦） この際暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後0時59分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中島貞次議員、一般質問を続行してください。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 4点目についてお伺いします。

県の体育協会の廃止についてということで、兵庫県の行革によりまして体育協会が廃止されるのではないかというふうな見通しと聞きましたが、太子町との今後の影響、その対策についてお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） ご質問の件でございますけれども、現在財団法人兵庫県体育協会を廃止されるとは聞いておりません。

今ご質問の冒頭に言われましたように、兵庫県では第2次行財政構造改革推進方策（第2次行革プラン）によりまして行革の取り組みを推進されております。その中に、公益法

人制度の改革に伴いまして、公益法人制度改革関連法案に基づきます対応としまして、今ご質問を受けております体育協会も新制度に伴います移行が平成25年11月までには移行される予定と認識しておるところでございます。

先ほど言われましたように、組織はなくなるという形で、移行に伴います組織という形で今後続けられるものと判断しているところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 兵庫県の行革でそういうことを小耳に挟んだものですから、ちょっと勘違いいたしました。

体育協会は広域の財団法人へと平成25年11月までに移行するということは今お聞きしました。

要は体育協会といいますのは、学校給食事業における児童・生徒の健康増進、食育支援と民間活用を通じた運営の効率化を推進するというのが今後の基本の改革の基本方向と、3点の中でそういう一つがあるんですけども、実際太子町におきましても体育協会は兵庫県の学校給食総合センターを兵庫県の学校給食・食育支援センターに改編して、地産地消の取り組みも含めた食育推進の取り組み支援とか市町のニーズに応じた安全・安心な学校給食物資の安定供給に事業の重点化を図るというふうなことで、今後の学校給食事業の推進と運営の効率化を図っているということは改革の中でお聞きしました。

ですから、そっからちょっとこちらで勘違いしまして、廃止されるということではなかったということで、ですからそういう給食における体育協会とはさらに一層今後もつながりがあるということで、もし廃止されるのであれば、学校給食のいろんな食材を一括して購入するルートが消えてしまうなということをお心配したものですから、そういう点でちょっとお聞きしたわけです。

最後に運営の効率化の中であわせて食材購

入や配送システム等での民間活用など、引き続き運営の一層の効率化を推進するというこ  
とで、兵庫県の体育協会のほうからホームペ  
ージで兵庫県の一つの方針として出ておりま  
す。また、今後も学校給食の安全・安心に対  
する取り組みをまた体育協会と連携しながら  
よろしくお願ひしたいと思ひますので、最後  
にその決意だけお願ひいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 先ほど答弁させて  
いただきましたように、組織的には従来変わ  
らないという形の内容でございます。

その中で、今言われてます教育委員会とし  
ましては体育協会という形の関連団体の一員  
でございますので、そのスポーツ面での振興  
につきましてもそうでございますし、先ほど  
言われてます給食センター等も体育協会が運  
営しております支援センター等のつながりも  
今までどおりと変わらなく継続しながら学校  
給食の普及、充実の推進に図ってまいりたい  
という形の内容でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。今  
後ともよろしくお願ひいたします。

以上で一般質問を終了いたします。ありが  
とうございます。

○議長（佐野芳彦） 以上で中島貞次議員の  
一般質問は終わりました。

次、桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 通告の順に従ひまして、一  
般質問を行います。

最初に、国保、介護、後期医療等の制度見  
直しへの取り組みについて伺ひます。

この件については、再三本席で言ってお  
るわけですが、先ほどの質疑の中でも国  
保の場合の広域化を期待するとか、こうい  
うような答弁をしておりました。しかし、それ  
がどういふ結果をもたらすか、また住民にと  
ってどういふことになるかということが極めて  
大切であり、重要であります。

国保の広域化といひますのは、きめ細かな

保険行政をしにくくいたします。また、住民  
の声がそのために届かなくなることは火を見  
るよりも明らかであります。同一の世帯で  
別々の保険に強制加入をさせる、また保険料  
を負担させる後期高齢者医療制度、これの定  
着をもくろんで世代間の対立を増幅させるよ  
うなことになるわけでありますから、そうい  
うことをさせない取り組みが必要でありま  
す。

また、介護保険も来年度（2012年度）が見  
直しの年であります。見直しを前に取りざた  
されたり方針化しようとしてしているのが、  
要支援の1、2を初めといたしまして軽度者  
等を保険給付から外すことにしようと、こう  
いふ動きであります。こういうことがまたな  
いように求める必要があると思ひます。

これらの取り組みと、本当に住民が安心し  
て医療や介護が受けられるように一般行政施  
策としてもそれを補完する、こういうことが  
大事であると、このように思ひます。対応等  
について説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 先ほどの中島  
議員さんのご質問の中にもございましたよう  
に、後期高齢者医療制度につきましましては種々  
問題等があるということで、国の改革会議の  
中で最終取りまとめの中にも盛り込まれてお  
りました。この後期高齢者の医療制度は、も  
う国保や被用者保険のほうに戻すというこ  
とが打ち出されております。

この最終取りまとめの案といたしまして  
は、都道府県が行う事務は財政運営と標準保  
険料率の設定というところとされております。  
資格管理また給付事務、保険料率の決  
定、賦課徴収などの多くは市町村に残るとい  
うことでございまして、現行と大きな枠とい  
うのは異なるものではございません。

この医療保険制度の根幹にかかわる制度改  
正につきましましては、国の施策というこ  
とで行われております。国が最終的な医療保  
険制度の責任者ということから行われてお  
るというこ  
とでござい  
ます。

本当に今毎日のように報道されておりますけれども、社会保障と税制の一体的議論という中で、今国のほうで議論が起こっているということでございます。この一般行政施策として補完という桜井議員さんからのお尋ねでございますけれども、本当に国としてのこの制度ということでございますので、国、県の動向を注視してまいりたいというふうに思っております。

介護保険につきましても、次の第5期の介護保険事業計画というのが迫っております。来年度の計画策定に合わせまして見直しが行われるわけでございますけれども、これも今介護部会の報告書を見る限りは一部やっぱり負担増というのはどうしても出てくると。給付サービス費の増加というのが年々4%台で増えておりまして、そのまま当てはめまして介護保険料が月5,000円を超えるということでございます。それについては介護部会の報告会も慎重姿勢をとられておりました。

この辺の、本当に負担と給付というのがどうしても下げられない状況でございますので、それらもこの第5期の計画策定にはやはり今言われますように介護を必要とする人が必要な介護を受けられるという一つの基本といたしまして、要支援者、また軽度要介護者の方々の状態が維持、改善をするという効果的な介護保険の給付が提供されまして、介護サービス利用者の負担の急激な増とならないような、そういった事業計画の策定に取り組むということで考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 特に私は社会保障っていうのをここでも言っておりますけど、実際には町の取り組んでいることはそういう立場ではなしに、また国のほうもこれを忘れてということになりかねない。

というのは、国民健康保険法そのもの、これは昭和33年に国民が等しく医療が受けられるようにということで皆保険という形で導入をされた法律であります。この法律に基づ

きましても、その認識に立っていないと思うんです。といいますのは、普通の保険のような認識に立つる限りにおいては、国もまた地方もこれは保険だからと絶えず町などが繰り返しているのはそこでありまして。

国民健康保険法は、ご案内のとおりなんです。国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると、明らかにしているわけですね、法律上の目的に。だから、そのことを忘れては決してならない。保険、保険ということで、他の保険と同列視することは許されるものではありませんし、基本的には社会保障制度としてこれがあるということについて、どういう認識に立つとか、再度説明を求めておきたいと思っております。

それで、特に一般施策ということを私は言っておりますが、国保、介護、後期医療、特に後期医療制度を先送りをして残そうとする、そういう根底には、今多くの自治体で国民健康保険を運営するに当たって今まで保険料や保険税を課して、そして積み立ててきたものを取り崩している自治体ももちろんあります。それから、そういう基金を取り崩して、これまでに運用に使ってきている自治体もあります。

しかしながら、この皆保険のもとでの加入者、被保険者の実態からして国保を支援することが大事であるということで、せんだっては赤穂市で1世帯当たり1万円を引き下げる、そういう方向が出されておるのも事実であります。

本町の場合は、一般会計からの繰り入れを渋る、これがこれまでも何回も見られているわけでありまして、その根底には社会保障保障という視点がなくて一般保険のように認識していることにあると思うんですが、だからそれについての見解を正しているわけでありまして。

その言い分としては、国保だけ支援することは他の納税者、子育て段階の組合健保とか協会けんぽあるいは共済組合などとの関係で

いかがなものかという言い方です。それはきれいに見えますけれども、今の後期高齢者医療制度が長寿医療制度というふう呼び名を変えざるを得ない、そういうものと同じように現役世代との対立を、また同一世帯でもその対立を生み出すような、そういうことで国民を分断する、そういう中にあると思うんです。本町の姿勢も同じだと、同じだから批判しよんです。また、その立場をはっきりと住民あるいは被保険者、加入者の立場に立つべきだと、このように考えるんですが、その点いかがか。

それから、介護保険もこれまでの政府並びにあちこちでやってることというのは、軽度者をこの制度から切り離してしまうと、こういうようなことになっていることはもう間違いないことであります。そういうことにならないように本町が取り組むことがそれぞれの安心して暮らせる基盤をつくるということになるはずで。

そういう点から、このような取り組みを起さないと、制度が決まってしまってからでは遅いわけです。なぜ後期高齢者医療制度がここまでうろろするかと言うと、やっぱり国民的批判があるからです。やっぱり自治体自身もそういう立場で取り組まないと、どんどん進んでからではもとへ戻すことができにくくなる、またできなくなる、また悪法も法なりというような言い方をしないといけないことになるわけでありますから、今の段階で行政が困ることに対する取り組みが必要だと、こう思うんですけどね。どういう姿勢ですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 町の姿勢のお尋ねでございますけれども、これはもう再三申し上げますように社会保障制度のことでございます。

確かに国保につきましては、どの保険者も今構造的な財政問題を抱えております。そのことが今国全体で議論をされておまして、一般会計からの任意繰り入れの問題につきま

してもそうですし、繰上充用の問題につきましても今課題としてテーブルに上がっておるところでございます。それらを含めて、先ほど申しましたように、社会保障と税制の一体的改革ということで、今鋭意議論をされております。

町といたしましても、本当に国保の財政運営につきましては、苦慮をいたしております。やはりこの財源の裏づけがあるこの社会保障ビジョンと申しますか、それがなくて本本当に手探りの、場当たりの対応というのなかなか将来が不安ということでございますので、今国レベルで議論をされております一體的な改革というところで、特に国保財政の安定化、強化という面につきましては、これはもう避けられないことでございます。

この介護保険もしかりでございますので、どうしてもサービスのほうへ目を向けますと必ず裏づけたる負担ということが出てまいりまして、部会の報告書の中の文言にもありますように、やはり介護保険料が月5,000円を超えるということについては適切ではないということが言われております。

そういった大きな枠の中で本当に必要とされる介護、また介護保険にいくまでも本当に自立ができる、そういった給付事業というあり方をそれぞれの市町村が問題を解決する中での一つの大きなキーワードということで考えております。

住民の立場に立つべきというのはもう言われるまでもなくそうなんです、確かにその負担という面において大きな問題がございますので、これまで桜井議員さんのほうからご提案、ご指摘があります。そのまま対応ができてないというところがそこら辺にあるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 あかね、なぜ先ほど言いますように、実施の枠組みを残して、先ほども説明があるように、それぞれの被用者保険に戻すと。仕切り直しのように見せかけておい

て、基本的には今の制度を全体に地ならしするということなんです、後期高齢者の問題もね。だから、今後期高齢者の5割の公費と4割の現役、あとの1割の負担、それは保険料ですから、この仕組みを全体に広げてしまおうと。

また、ここで言ってるようなことが基本的には県とか広域になると通らなくなる、これはもう後期高齢者医療の県の運営でも明らかであります。そういうことが今後続かなくなるということの中ですし、また介護の問題もやはりサービスを受けようと思えば要介護の認定を受ける必要が否でも応でもあるわけですから、その認定で軽いほうから非該当あるいは要支援1、2、そういう8段階になるわけですけれども、非該当になるとまず利用はできないわけですね、これは制度。

だから、それらの制度の中で保険料が上がる可能性があるから、利用すれば利用するほど保険料が上がる、そういう仕組み。すべて国保にしても後期にしても介護にしてもそうなんです。しかし、そのことに対する公が取り組むことが後退をするから問題だと思うんです。だから、そこに公がもっともっと前面に出て、負担あって介護なしにならないように、医療もそうです。負担があって医療がなかったらだめなんです。そういう取り組みこそ大事だと言ってるんです。

総合的なサービスの見直しの問題も取りざたされている中ですから、それらのことについてははっきりと行政が責任を持って物を言わないと、一人一人が物を言う、それは集会を開いたりして東京などではいろんな取り組みがなされているわけです、地域でもなされております。しかしながら、行政が受け皿となる、また運営主体となる行政がこれでは困るという姿勢に立たないと前へ行かない、それこそが本当に主権在民じゃないんですかね。ほいで、安心して暮らせる条件をつくることになるんだと、そうじゃないですか。もう一度はっきり説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） もちろん行政の責任といいますか、保険者の責任というのがございます。

先ほど申しました財源の問題、これについてもやはり私どもは国の最終的な保険制度の責任者ということから触れておるわけでございます。住民の皆様の立場に立って、これもこの姿勢には間違いなく通っておるわけでございます。ただ、そういった財源の問題というのが大きいということでございまして、これらも一体的な解決を図っていかねばならないというふうな背景がございまして、その辺を受けとめていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 皆さんどう思うとってんかわかんけども、今の菅民主党政権がやりようこと、ええと思うてですか。一遍答えてみてください。言うたことは守らへん、一括交付金だとかいろいろ言ってますけども、地方自治体にも負担をかぶせて、子ども手当の問題もそうですね。そういうやり方をして、社会保障全体を切り捨てているというのが今の政権でしょ。ええ思いますか。よくなかったら意見言うべきですよ。困るんだったら。困らないんだたら言わんでよろしい。そういうことをはっきりさせていかないといけないと思います。

そういう点で、すべてのもので負担を強いる反面、切り捨ても行ってるわけですよ、サービスの。それでいいかどうかなんです。うそばっかしついたらあかんですよ。どう思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 切り捨てという桜井議員さんのご指摘なんです、私ども切り捨てといった感じでは思っておりません。

介護保険等々で新聞等には言われておりますが、当然軽度者あるいは一定所得者以上の所得者の負担割合の増といったことが言われ

ておるんですけども、これらについてもそういった専門部会等の報告書を見る限りでも、やはり計算上保険料ということになれば一気に5,200円台というような試算値が出ておりました。それらは介護保険料としてはふさわしくないんだという大きな一つの目標といたしますか、ああいうことが言われておりますので、その中でいかにやはりお一人お一人の介護サービスがどうかといったことが事業計画の中の策定に反映をされていくということなので、国保にしましても、介護保険にしましても、その財政運営が大きな問題でございますので、そのあたりをしんしゃくをしていただきたいというふうに先ほどから申し上げているところでございます。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 あかね、切り捨てでないという認識のほうがおかしいよ。ほとんどそうでしょ。ほとんどのことがサービスが低下しよんですよ、上がりようへんのや。財源がない、そういうことを理由にどンドンどンドン切り捨てて負担を強いとうやないですか。どれかまともなものありますか、ないですよ。それを追隨して行政がやろうとしているんだ、この太子町も。だから、あかんのや。そのことだけははっきりさせないと、取り組む姿勢もはっきりしない、そうじゃないんですか。何がまともやいね。制度を起こすときにはいろいろ言っついて、後期高齢者はもううば捨て山やと言われたものですから、この制度はもともとから悪いんですけど、介護保険なんかは何回も言うようですけども、10年、その前には走りながらでも制度の内容を充実させますとここで言ってきたことも事実ですよ。そういう点からいっても大事な点はどこにあるわけです。給付の抑制につながるようなことが切り捨てで、何がないんですか。使おうとも使えないような制度がまともかどうか。そうしよるやないですか。支援の問題含めてね、要介護1のどこもそうですよ。みんな切ってしまいよんじゃないですか。だから、そういう姿勢に立たなかつたら意見も述

べられないということになるんですけど、再度聞きます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど来丸尾部長のほうからお答えを申し上げておりますが、制度は国のほうである程度考えていただく中で、桜井議員は前から地方のいわゆる自治体から声を上げるべきだという、もちろんそれも否定するものではございません。

この制度についても、例えば後期高齢者医療制度についても、先ほど桜井議員についてはどうも余りいい制度でないようなお話でございましたが、やはりこれは本当に長年考えられた中での結果の制度であったように私は思います。今特にそれを感じております。

それはなぜこうなってしまったかというふうに、今先ほど桜井議員も表現的にうば捨て山というような表現も出ましたけど、ああいったところで発言がメディアが飛びついて、そういう制度のあら探しといいますか、そういうところが出ていった中で、いわゆる国政における政治家の方々が十分な説明ができなかったからこの制度を変えざるを得ないような状況に私は陥ったというふうに思っております。

そういう意味で、お年寄りといいますか、後期高齢者の方々にもある程度の負担をしていただくということは、これは日本の全体の財政を見た中である程度の負担をいただくというところでの制度であったように思いますので、すべてが悪いというふうには私は思っておりません。

したがいまして、この社会保障全体に当たっては、国のほうで考えていただく中で国家レベルといいますか、国政レベルでのいわゆる国会議員を選ぶ中でやはり一国民としてしっかりした判断をしなければいけないと思いますし、メディアが言ってる中で、やはりマスメディアの場合はそういったところに今の話題にのりやすいところがありますので、偏った報道になってる部分が多々あるように感じております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私も報道をええとは言いません。それにどんどん載せていく。今消費税も一緒ですわ。どんどん載せていって、ないんだ、ないんだ、消費税だと。片一方で、大企業のため込みというのは244兆円だっせ、ほんまに。そして、いわゆる大企業の場合は、輸出したら消費税還付されるから、その制度も余り説明せえへんのや、そういうことはね。だから、とんとんになるような形で運営しとる。だから、問題はマスコミの責任は大きい、そんなことは私も大きいと思います。

ただ、後期高齢者医療制度を分断すること、そしていわゆる負担能力に応じて負担することについて私否定するものではありません。

しかし、医療保険は全体としてどの階層におろうと、どうであろうと、やはり安心して医療が受けられる制度として確立するということで、後期高齢者を分断することについては悪法だと私はいつも思うし、こんな制度はないほうがええと、このように思います。それだけは言っておきたいと思います。

ただ、医療も介護も年金もまともにはないんですよ。下げたり負担を増やしたり、そういうことばっかし繰り返しとる、そういう状況が今あるわけですから、それらのことについてははっきりとさせておかないといけない。年金でも100年安心と言うといて、何が安心になっとらいね。そういうような状況じゃないですか。

そればっかし言うとなると時間がなくなりまして、次の地域経済の対策につきまして、この件も先にも言いましたが、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加問題について、6月にとということから菅政権に対する批判も大きく全国にも広がっているのが実態であります。その後の取り組みと今後の対応について説明を求めたい。

また、地域の経済対策といたしまして、地

産地消、これは自衛措置としても、また地域の産業、農業等が維持、発展させられるためにも地産地消を促進する必要があるということ。

それから、太陽光発電システムの設置に対する助成制度、これも今年は国の方針も残るわけですから、これに基づいた取り組みを本町でも行うということが大切であるということ。

また、小規模工事の登録制度の導入、これは小規模の場合は今でも一定の形では発注したりしていることでありますけれども、それぞれの業が登録することによって、その登録業者の中から業者を選んで工事等を、工事だけじゃありませんね、契約にかかわることはたくさんあるわけですから、それらのことについてその業者から選んでいく、そういうような形で地域経済にも管理をさせていくような方向が必要であります。

それから、住宅リフォーム助成制度、再三言うわけではありますが、これも全国ではだんだんこういう導入自治体が増えてきております。

これも、ただ住宅リフォームと言うたら建築だけの問題ではなしに、左官業から内装からたくさんあるわけでありまして、それらのことで大体20万円以上の工事が行われる場合に多いところでは20万円を限度として助成をする、そのことによって地域の業者等が受注をする、そういうことについての助成制度であります。そのことによっての地域経済の貢献というのは、雇用の拡大にもつながりますし、また業の起業にもつながると、こういうことで導入自治体が増えてきているわけでありまして。

私は、本町でも導入し推進することが求められるわけです。その取り組みについて説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） T P Pへの参加問題につきましては、12月にもご質問をいただきましてご答弁を差し上げたところでご

ざいますが、日本の農業につきましては、担い手の減少や高齢化の進行、あるいはまた耕作放棄地の増加、農畜産の価格の低迷など、非常に厳しい状況にある中で政府においては昨年11月9日に包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、環太平洋連携協定について情報収集のため関係国との協議を開始する旨、方針を表明いたしました。

11月30日に「食と農林漁業の再生推進本部」を設置し、総合的な議論が進められております。これを踏まえまして、全国を初めとしまして兵庫県内でも各種団体、JA、農業会議等が反対をしております、太子町農業委員会におかれましても全国農業会議所を通じまして反対の署名運動に取り組まれているところでございます。

この環太平洋連携協定につきましては、例外なき関税撤廃を原則とする包括的な協定でございます。その影響については農業分野にとどまらないものでございます。そのため、今後とも国の動向等を注視しながら対応をしたいというふうに考えております。

次に、地域経済でございますが、まず地産地消でございます。

地元で収穫されました農産物を地域で消費する地産地消につきましては、消費者が新鮮で安心な食材を手に入れられること、消費者の喜ばれる顔からも生産者にもつくる喜びを見出せるなど、健康づくりや農業の推進、地域づくりの観点などから非常に大切なことと認識をいたしております。

本町におけます地産地消の取り組みといたしましては、太子夕市部会によります直売所の運営、いちじく部会、太子町加工グループ、松尾農産加工組合などによります地元産の食材や加工品の製造・販売などが活発に行われているところでございます。

子供たちの食を支えます学校給食におきましても、夕市部会の販売いたします太子町産の野菜あるいはまた太子みそ、タケノコなどを積極的に活用し、安全・安心、おいしい学校給食の提供に努めているところでござい

ます。

また、本年2月より役場庁舎玄関口に太子町の特産品を展示いたしまして、太子みそ、太子イチジク、タケノコなどを展示するとともに特産品のパンフレットを作成いたしまして、住民の皆さんに安心しておいしい町の特産物を知っていただくことで地産地消を進めるよう取り組み、生産者団体あるいはまた住民の方からもご好評をいただいているところでございます。

これからも生産者団体と連携し、地元の農産物の使用拡大に努めることによりまして、地産地消、食の安全・安心を守っていききたいというように考えているところでございます。

続きまして、太陽光発電システムの件でございますが、このシステムにつきましては地球温暖化の対策の一環として期待をされているものでございまして、普及拡大のため太子町では21年度より住宅リフォーム相談窓口を設置いたしまして、住宅の耐震化、リフォーム、太陽光発電など、さまざまな住宅施策の相談や情報提供をさせていただいております。新築しようとする方だけでなく、リフォームを考えられている方にも太陽光発電設備を紹介し、国の補助制度と合わせまして普及、啓蒙に努めているところでございます。

住宅リフォーム助成制度でございますが、地域住民が住宅のリフォームを行った場合に、その経費の一部を自治体が助成することにより住宅の改善を容易にするとともに中小零細事業者の振興を図るもので、不況対策や地域活性化あるいはまた雇用の創出に一定の効果があるものと言われております。

ただ、本町の住宅事情につきましては、住宅ハウスメーカーや大手ディベロッパーによります新築や改築が多く、中小業者の需要が低迷しております、町内の民間需要を喚起することが地域の活性化を図ることであると認識をいたしております。

住宅リフォームの促進については、特に耐震化工事を促進することによりまして地域経

済の活性化に資するものと考えており、取り組みやすい木造住宅の耐震化に関する補助制度あるいは住宅リフォーム制度などのPRに努めていきたいというように考えております。

次に、小規模工事等の契約希望者登録制度でございますが、町が発注いたします公共施設及び出先機関などの小規模な工事や修繕のうち、少額で内容が簡易なものについて発注を希望する方を登録し、町内の小規模業者が直接工事を受注できるものです。指名競争入札の参加資格を持たない業者にも公共の仕事を確保させるというもので、全国的にも実施をしている自治体が増えている状況でございます。

ただ、基本的には公共工事である限り軽微な工事でもございまして品質の確保あるいは履行の確実性が担保されるべきでございまして、受注者の経営能力あるいは施工能力等について一定の評価をする必要があると考えております。一番小規模なランクの名簿登録者にも個人業者が登録をされておきまして、現行におきましても小規模事業者が入札や見積もりに参加しにくい状況にはなっていないのではないかと考えております。

したがって、現行の入札参加資格の登録制度の中で地元中小企業者の公共事業への参入の機会は確保されているものというように考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただ、住宅リフォームの場合も、これを起爆剤にして広がりを持つということで導入自治体が増えていってると。こういう取り組みというのは大事やと私は思うんやね、地域の経済全体、それから雇用。そういう意味で、ただ国の動きとか宣伝をすることとかということじゃなくて、具体的に制度を持つことが5万円のところもあるわけです。それは額が違うんですけども、一応10万円の助成が起爆剤になって広がりを持つというような取り組みが行われるとということであり

ますから、本町でもそういう取り組みは必要だろうと。

また、同時に小規模工事も今まで用を足しとるということでありますが、登録するということによってそれぞれの仕事に責任を持っていけるような、持たない者にまた発注したりすることはないと思うんですが、登録することによって品質の向上また技術の向上、そういうことが行われると思います。そういうことが登録制度のよさだと思しますので、何もやってないと言ってるわけじゃありません。制度によってそれを補完していくということが大事だという、それが全国的にも広がりを持っていることではないかと思うんです。

それから、同時に太陽光の問題も、国の制度を利用されたらいかがかじゃないんですよ。それぞれが自治体ごとに一定の基準を持って助成をするという制度を上乗せをもって推進を図る。このごろは大手なんかは乗り出したりしてきてるんですが、これも小規模工事、電気屋さんなんかは本来はやっていくような形になっていたものを需要が見込めるといって量販店なんかは乗り出してきて、企業も乗り出してくると、こういうような形になっているのが現実なんですが、地域のそれぞれの業をなす方々が工事を行うことを推進するということは地域での経済にもそれも貢献することですから、そういう取り組みを私は言っとんです。どうなんですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 直接町の助成をとということかと思いますが、現状の中では国の助成制度のPRということで、近隣の調査もさせていただいておりますが、兵庫県で現在13市2町が太陽光については助成制度を持っているような状況でございまして、太子町におきましては現在のところ国の制度を十分リフォーム相談窓口においてPRをしたいというように考えております。リフォーム助成につきましても同様でございます。

それから、小規模の関係でございまして、

現在私どものほうで対応をさせていただいておりますが、先ほども言いましたように、一定程度の公共工事でございますので、幾ら規模が小さくてもそういうものでございますので、ある程度の基準といったものについては設けるといいますか、持っていきたいなというように思っております。

さらには、小さな見積もりですかね、随契での工事等について、そういったものの対応もいたしておりますので、全体としてご指摘の件については対応ができていないのではないかとこのように思っております。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 行政が主体じゃなくてという、ほいから一定程度のやっぱり技術なり何なりが必要です。何も否定しておりません。登録制度があるということによってまた公共工事等にも参加できるという道を開けるといことが皆さんにわかってくればまた違ってくる。一部の者に独占させるんじゃないですよ。できる限り門戸を広げていくためにも、登録制度っていうのは活用されていってることですから、その点と。

それから、TPPもよそのばっかし見とるなというて12月のときも言いましたけど、これ実際には今の仕組みからいってもほとんど農業関係でもこのフォーラムで今の政権いろいろやっておられますけども、関税率というのも既に小規模の場合は10%、こうなってるんで、だから反対するんですよ。さらにつぶすかということに、農業関係でも出てくる。それから、高度なものについては関税率が高いんやね、大規模な。その門戸を開けということに、これを巧みに使っておるといようなことがあってはなりませんし、小規模零細な農業だけではありません。医療から保険、各種のものにこれはアメリカが具体的には門戸を開けということなんです。そのことに全部こたえようとしてるのが菅政権なんですよ。だから、皆さん怒ってんや。皆つぶすか。

だから、これは行政的にも地域の商工業が

統計的にも太子町の場合は減ってますわね、地域で業をする人が減って、通過交通的なところは一定ありますけども、皆がつぶされていってるような状況、そういうことをなくしていく取り組みが大事やと。そのことが今の取り組みにつながるわけですから、協同して声を上げていくこと、6月にさせない取り組みも大事なんです。それが農業協同組合また農業会議等が農業分野で反対署名を行う、協同しようと言ってる。行政が見とってどないするんですか、どうなんですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 先ほど来から申し上げておりますが、国全体の取り組みでございますので、太子町としての行動をどうかということについてはもう少し国の状況を注視したいということでございます。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 余り国の動向見とったらどんどんどん悪いことが決まっていって、悪いほうに動くんや、住民にとってね。それだけは言っておきます。

それで、先ほどちょっと舌足らずになっておりましたけれども、一般的な農産品は10%を切つとんですよ、ほんまに。それから土地利用型の農業というのは大規模なやつね。これは交換税だと言われておる、関税が。それが門戸を開けということんやね、アメリカなんかが。そのこともちゃんと認識した上でないと、全部がこう言うてるということじゃなしに、こういうところを門戸を開いたらアメリカが入りやすいと、こんなことを言ってるわけですから、それらを皆さんにこれもマスメディアやないけど知らさなあかん、住民行政もね。それが大事やと。住民とともに歩くというのが今度施政方針で住民が主人公というってのことと違うんでっかな、今度ね。また後で言いますけど。はっきり言うときます。

それから、何ぼ時間使うたんか。

（「残り20分」の声あり）

先ほどのことでも、行政がもう一度主体で

取り組まない、一般任せにするということのほうが問題だと思うんです、その住宅リフォーム皆。その皆さんが参加したり、その恩恵に浴する人たちが増えれば増えるほど、地域経済にも雇用にも役立つんですよ。違うんですか。行政が判断してやるんじゃないんや。住民とともに考えて、英知を出し合いながら進めるのが太子町が標榜してきたことじゃないんですか。

その点から、先ほど制度のものも皆さんとともにこういう制度を導入したらどう運用しよう。いわゆる加工品の販売の問題も今触れられておりましたけども、それらをより広めていく、また地域で産する業を多くしていく、また参加する人を多くする、そのためには情報が不可欠です。それらを提供しながら一緒にやりましょうと、行政もこの中で一役買しましょうというようなことでないと前へ行かんでしょう。これまでのほとんどの失敗というのはそういうことです。で、農業も減反ばっかししてきた結果が今あるわけですから、減反に乗る国に追随しとったらろくなことありません。また、地域のことをしっかりやっていくということが大事なんで、再度その確認だけしときたい。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 住民とともにということについては否定はいたしません。今現在太陽光であるとか、リフォームであるとか、そういった助成制度につきましてはPRというのについてももう少し充実できるようにしていきたいと。

リフォームの相談窓口につきましても、22年4月から設置をしております。相談者についても数としては多数ではございませんので、もう少しそのあたりもPRが必要かなというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 TPPは、もっと真剣に、もっと大幅に行政が大車輪になるぐらい、地域によっては行政のトップが先頭に立ってJ

Aのトップなどと一緒に行動を起こす、そういう取り組みをしてきてるのはあちこちで今出てきてるんですね。6月ということに、参加の門戸を開くということからやめろという意見ですからやめさせないといけないわけです。そういう取り組みが今早く求められて、ほかの施策よりもこの施策が大事やと思うんです。そういう取り組みを農業委員会は反対署名を行おうということで、議員の皆さんにもせんだってちょっとお願いをしたようなことがあります。全体的にもその推進を図る必要がありますので、行政も事務局をやっただけじゃなしに一緒にやると、そういう姿勢に立っていただきたいと考えます。

それから、次に庁舎の用地問題について伺いたいと思います。

庁舎問題は通告でも指摘をし、せんだって議会の総務委員会でもいろいろ議論をした結果の報告として全体の一致は見られておりませんけれども、意見として付そうと、こういう意見がある。それから一方では今東芝の用地を購入することが今回の補正予算でも出てきておる、そういう中でまとまった土地が出ることはめったにないことや、だから購入しておくべきであるというような意見もありました。

そういう中で、私はいま一度考えないといけないことが通告でも触れておりますように、庁舎問題は単に庁舎の位置を決めるというだけではなしに、太子町の将来、今後のまちづくりの基本的な根幹をなすものであると、こう考えます。

したがって、庁舎の位置というのはできるだけ中心に位置するほうが今もよいと考えてます。また、住民の皆さんの中でもそういう声はたくさんあります。なぜなら、やはり発展性が将来に望める、そういう位置がふさわしい、当たり前のことだと思うんです。その声が上がらないのが、むしろもっともっと大きくなっていくことが大事だと思うんですが、住民的には既に今の報道機関を通じてあたたかも決まったかのように見受けられる。ま

た、自治会長などの中で説明をしたということが報じられると、それでも異論がなかったんかいなと、こういうふうなことで見られる。だから、報道がいかに関住民の自発性等を喪失させるか。また、本来は吟味をして自分の意見を持って、自分の意思で動くというのが自治体もそうでありまして、一人一人の住民もそうなんですけど、なかなかそういうふうに現実にはなっていない、そのために決まったものを曲げるわけにもいかんじゃろうとか、今さら遅いんじゃないかと、こういうような意見もあることは事実です。しかしながら、私が今言いましたように、大事なのは発展が望めるような位置がふさわしいと、このように考えております。

そういう面からと、それから現在私もそうですが町長らも含めて、今行政に携わりかわる者だけが決める問題ではない、特権ではない。将来この町で暮らす若者が参加することができる、それは何かと言うたら、先ほど地方自治法の改正論議がありましたけれども、重要なものについては住民投票で決める、議員だけが決めて誤ったことを決めたり、トップがこれがええと言うて間違ったり、そういうことのないように住民が最終判断をする、これが住民投票制度でありますから、住民投票で決する、大事なことだと思います。

もともと、この現在地を決めたときも、いろいろ取りざたされながらかなりの論議を経て決めてきたわけでありまして、今後一層住民の意思で決める、大事になってくるわけです。そういう住民投票を実施する必要があると。合併だけじゃないんですよ、こういうものをするのは。だから、住民投票で決めたらいいと。

その選択肢は、今町が上げている東芝用地グラウンド跡地、それから私は皆さんの声もそうだなと思い、私もそう思うのはあの文化会館の借地を含む駐車場、これを活用すると。それが購入できるかできないかっていうのはこれからのことになりましたが、購入すべきと

ころ、それから借地のままで建設している自治体もあるわけですから、そういう中でやはり将来のまちづくりにとってどこがいいのか、それらを含めて若者を含めた住民投票で決める、それが当たり前ではないかなと。間接民主主義で決めるものではないしに、実際上の直接民主主義で決めていこう、こういうことが当然のことだと思うんです。

ただ、そのためにはどんな庁舎が必要なのか、価格がどうなのか、すべてが明らかにならないといけないわけです。これまでにやっぱりシビックゾーン、それから市街化開発構想、それらにお金をかけてわざわざここを中心にしてしようというてきたところを殺してしまうのも行政です。皆さんに声をかければまた変わってきます。同じお金をかけるんだったら、中央にふさわしいところにかける、それが当たり前だと思うんです。そのための住民投票を実施すべきだと思うんです。その点はどうですか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 庁舎用地に係るご質問にお答えいたします。

第1点目の庁舎の位置につきましては、本町の新庁舎建設に係る検討委員会等、従前からの取り組み経過におきましても最も大切な課題として慎重に選定地の検討を継続したところであります。

また、地方自治法は庁舎の位置の設定につきまして、住民の利便性が得られること、さらに最もよい場所との賛同を得るよう適当な考慮を払わなければならないと述べておりますが、このたび新庁舎用地候補としてご提案申し上げております東芝所有地につきましては、まず町の道路交通網の南北軸（沖代線）と東西軸（県道門前鶴線）が交差する要衝であること、周辺には本町の存立基軸となる斑鳩寺など貴重な歴史資源が残ること、そして新庁舎と文化会館さらに保健福祉会館等、線で結ぶことができるなど、町全域に有効なアクセスが図れる都市拠点となり得る。また、庁舎が必携とする防災拠点など、種々機能を

ともに形成し得る場所であり、住民感覚においても本町の中心となり得る場所でありませぬ。

人口規模にふさわしい新たな太子町の振興に係る都市拠点としての役割を十分に果たせる最も適切な庁舎位置と考えております。

第2点目の庁舎建設計画への意思の決定につきましてご質問いただいたわけですが、昨年8月の議会並びに町民の皆様への公表以降、まちづくりの集いを初め種々町民参加機会を通して東芝所有地を新たな庁舎位置候補とする事業計画を慎重に説明するとともに、その会議録などにつきましては「広報たいし」またホームページに掲載し、広く町民の皆様への周知に努めたところであります。このような取り組みを通して町民の皆様の新庁舎建設事業計画に対する十分なご賛意を賜ったものと考えております。

今改めて選定地の選択肢についてご質問いただいているわけですが、また先日の総務常任委員会の研究取り組み課題に係るご提言もいただいておりますが、庁舎建設敷地として必要な約1万2,000平米の一団の土地を一地権者から取得できること、さらに住民の利便性、都市計画的諸条件などを考慮する中で東芝グラウンド用地は太子町新庁舎建設場所として最適の位置であり、現時点でこの場所以外の候補地はないと考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 それはあんたらが考えただけじゃ、そんなことはね。あたかもそうだとおっしゃるがために言うだけで、福祉会館やら保健福祉センターと結ぶ、もともとなかったものだ。そういうことをわざわざ結んでいくようなことを上手にやっただと思いません。今あるものを結ぶんだからね。それが当たり前のように言う。

しかし、もともと文化会館周辺を市街地またシビックゾーンとして決めてきた経過があるわけですよ。それを破ってしまえば

らにして、ここがええんやと。もともとはこの若芝寮の後も本来だったらあいさつをして手をつけておればいいものを、あれは購入せずにこちらにするんやと。そのときはそんなんでませんでしたやん、こっちも。そういうときに今のようなことを言うんならば説得力があるかもわかりませぬわ。しかし、東芝がああいう形になって、これを売りたいと言うたら、ある土地をあたかもここがええように結びつける、それだけのことじゃないですか。だから、住民参加で決めるべきこっちゃって私は思いますし、皆さんもそうおっしゃってんの当たり前だと思いますよ。行政はそういうふうな懇話会で説明したとか、説明して押しつけとだけじゃないですか。住民参加型じゃないですよ。ほとんどの情報は出さずに、そんなことでまともに住民が主人公とよう施政方針で言うたもんじゃと。私はずっと言うてるから、このことを主張しよんです。

そういうようなことですから、今私はこれらを皆さんにお知らせをして、本当に何がいいのかと思いますから、行政はそれ以上の答弁ないんだったらもう結構です。私はこれで皆さんと一緒に考えるんですから。私は言うべきことはそうですよ、つぶしといてこっちゃというやり方ですよ、今のあたかもこれがええなんていう。こっちつぶしてもたやん、機会をなくしたんやがい、東芝と一緒になつて。言い過ぎかわからんけど、そうじゃないですか。このときに手をつけておれば違うんじゃないですか。もっともっと買う気になつたら、あそこも違って来るんですよ。そういうような、ただほんまにマスコミを使つてうまくやる、同じですわ、今の国と。

だから、私は言うてることは、やはり今若者が参加して将来を決める大事なことだと、そんな参加の機会を設けるといのが合併協議も一緒です。何が本当に将来にとっていいのか、当たり前のことだと思うんです。もう決めた既成事実を持って押しつけるということはやめてほしいなと思います。これだけ言

うときます。

それから、次に都市計画、線引きの見直し等についてであります。

本町は、これも特段の人口対策を講じなくても今日まで人口が増えてきた町であります。施政方針の中でも、太子はこうだと言いたいような作文があります。しかし、古くから交通の要衝であることについては、我々が生まれる前から、古い時代からお太子さんを中心に、また西国道との絡みもあって、本町は奥のほうと結ぶ179の関係、それらを含めて播電があったほどの要衝の町であります。

そういうことに加えまして、全国的に見ましても太子町の場合は狭隘な面積で、その中に本町内ではありませんが、鉄軌道の網干駅、それからまた姫新線の太市駅が近くにある、また国道2号の旧道、また同バイパスのインターが東から山田、上太田、松尾、福田、これも太子町と言っていいぐらいのところであります。阿曾と合わせますと、5カ所も存在する町としての利便性がもたらした結果やと思います。過言ではないということでもあります。このような町は全国的に見ても本当に少ない。これらの条件を生かして、人口、雇用、過密・過疎の解消と学校等の教育施設のバランス調整、こういう対策が必要だと、こういうことから用途地域の変更、見直しに英断を持って臨むことが大切ではないかと、このように考えます。

これらの施策を通じて、本町の人口がより定着し、どうかしていくようなまちづくりをする、一方では安心して終えることのできるようなまちづくりを皆さんに保証する、そのことによって本町で住みたいということになると思うんです。それらの施策について、線引きの見直しを含めた取り組みの説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 太子町の発展につきましては、先ほど議員さんのほうから申されたとおりで、非常に交通至便ということで発展を遂げてきたところでございます。

用途地域につきましては、良好な市街地環境の形成、都市における住居、商業、工業などの用途を適正に配置することによりまして、都市活動の機能性、都市生活の安全性、利便性及び快適性等の増進を目的として、昭和44年施行の都市計画法に基づきまして、昭和46年に線引き、その後48年に用途地域をしてきました。

これまでおおむね5年ごとの見直しを行ってきております。用途地域の全体見直しは、都市計画基礎調査やあるいはまた現況調査の結果等によりまして土地利用の状況と動向及び社会経済情勢の変化など、それぞれの時代のニーズに適切に対応すべく実施をしてきております。少子・高齢化の進行、人口増加の停滞、経済のグローバル化や高度情報化の進展による産業構造の変化など社会経済状況や都市を取り巻く環境が大きく変化をしております。さらには、また住民ニーズの多様化とともに都市づくりの目標、これまで以上の拡大から環境問題への対応や生活環境の充実、都市の再生の視点を含めた質の向上へと大きく転換を求められているところでございます。こうしたことから、魅力ある都市像を実現するために地域の実情に応じた適切な見直しが行えると考えておるところでございます。

市街化区域の拡大の考え方につきましては、引き続き既定の市街化区域の整備に重点を置くものとしておりまして、拡大に当たっては、市街化区域内におけます都市の再構築あるいは生活環境の整備に寄与するものを優先的に扱う考えでございます。

基本的な見直しに当たりましては、太子町都市計画マスタープラン及び土地利用計画での位置づけや整合性が求められ、それに沿って現状の土地利用の問題点あるいは課題を抽出し、周辺の都市化の状況、広域的な都市整備の視点に立ち、検討を進めております。

特に先ほどもございましたが、太子東、太子北、阿曾インター、それぞれランプ周辺におきましては、交通の利便性の観点によりま

して、物流・流通業拠点として土地利用を推進するため、「流通業務施設区域」ということで特別指定区域に指定をいたしております、都市計画上の位置づけをいたしております。

今後につきましては、この制度を活用した計画的な土地利用の推進を図ってまいりたいというように考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

（「6分」の声あり）

○桜井公晴議員 あかね、多分それではそうはいかんと思うんです。実際上は英断と書いておりますのは、思い切ったやっぱり国と県、それぞれと協議をして太子町がみずからこれからのまちづくりで農工商、そして教、そういう面で立ち行くようにしていくことが人口対策にもつながるし、雇用にもつながるわけですね。

だから、英断をもってやっぱり協議に入って線引きを見直す、そしたら学校間バランスの問題も解消できる方向へ持ってこない、行政がこれらをつくったわけですから、線引きしたということはそういうことです。

しかし、一方では農業を20年間続けるという税の関係もあります。それらのことで阻害する要因があるわけですから、これらを解消して都市の中では防災的な緩衝的な用地として緑地として残す、前にも言いました。そういうことを含めたまちづくり全体を考えないといけないときがきている。工業地域は東芝の土地しかないわけですから、そういうものが整理されてこないといけないから線引きと言うとんですよ。それに英断を持たないといけないんじゃないかというのがそうなんです。

ただ、今相生市が皆さんもようやるなと思われと思うんですけど、給食費の無料化、保育料も、こういうことを打ち上げなあかん、その背景には人口です。こういうことを既に発表しているわけですから、やっぱり

谷口市長がこう言うのも、先ほど赤穂市のことを言いましたけれども、赤穂においても本当にお金をかけても国保では皆さんに少しでも負担を和らげようと、こういう取り組みをしたりするというのが当たり前やし、隣のたつのもそうでしょ。この間新年度の発表をしましたように、医療費の中学卒業まで完全無料化をやると、こういうようなことをやっていくということが、ここに住んでくださいと。太子は何もせんでもたまたまこういう条件にあるわけですから、幸い増えてきている。しかし、今後も人口が理想的な形で変わってこないと太子町の将来も危ないわけですから、私はこういうことを言ってます。この立場で取り組むべきだと思うんですが、その点はどうなんですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 線引きの見直しについてもというお話でございますが、社会全体が少子・高齢化、人口減少傾向に向かう中、特に太子町につきましては、姫路市、福崎町、たつの市で構成いたします中盤都市計画区域という区域の中に属しております。

ただ、線引きということで市街化に編入ということになれば、当然人口増という形の中で考えるわけですが、全体としてたまたま太子町は今言いました交通至便とかいろんな面で微増ではございますが増えております。しかし、全体の中では減っていると。そういうような中で、都市計画区域の区域区分を変更するというについては、非常に全体で検討する中では厳しい状況でございますので、新しくできました特別指定区域制度といったものを活用しながら取り組んでまいりたいというように考えております。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 要はこれだけ恵まれたところで思い切ったことをやらないとだめだということのために言ってるんだ。だから、中盤都市計画だとかそんなこと言ってよそのこと思うとったら、太子町はそこに埋没してしまうんや。そういうことでの協議をして、やっ

ぱり県とも国ともしっかりやっていかん限りは変わらへんでしょう。太子町の土地をいかに生かすかですよ。そして、人口対策をやるかで大問題です。そのつもりでやっていただきたいと思います。

あと、ほかがいろんな施策でやってる、町も考えなきゃならんことなんです。それだけは言うときたいと思います。

それから、次に住民参加のまちづくりについて、和のまちを標榜する本町にありながら、行政情報の公開提供はもとより重要な施策等についても確かな情報が提供されないまま推進をされとると、今も一緒です、庁舎の問題も。和のまち、英知の結集等には行政が持つ情報等を住民と共有することが前提となるわけでありまして。また、住民参加の確かな保障は、何回も言いますが自治基本条例の制定がこれを裏づける、間違いないことです。これらのことによって住民が参加することをはっきりとうたうことになるわけですね。

町長のホームページのあいさつを見ましても、古来から受け継がれた聖徳太子の精神を持って、安心・安全で暮らせるまちづくり、そしてだれもが住んでよかったと実感できる誇りのあるまちづくりというて、きのう施政方針も、またホームページ上にもあいさつをしているわけですね。これは一つも悪いとは私は思いません。

しかし、それを地でいくかどうかなんです。はっきりと住民参加のためには基本条例が必要だと、こう思いますし、議会基本条例もそういう面から出そうとしてるのに、行政は賛成できんことは賛成できん。それはよろしいがな。しかし、全体的には追随しないように思いますけれども、町長の顔色を見ていろいろ判断する者もあるから、やはり基本条例を定めたらええわけですよ、行政側も。その中にうたっているところもあるんだ、それをサボタージュしとんのはそっちやないかと、そう思いますし、その気があるんやったら早う自治基本条例、まちづくり条例をつくりなはれと。議会もその方向をつくろうとし

ているんですから、もっと積極的にやられたらどうですか。

もう村瀬くん、ええわ。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 住民の参画と協働につきましては、言うまでもなく今後のまちづくりにおきまして、基本的に重要であります。

本町におきましても、従前からの各種団体との協働を尊重しながらホームページの充実、まちづくりの集いの開催、各種審議会委員の公募など、以前より参画と協働の推進に努めてきたところであります。また、広報紙や町ホームページによる情報公開、情報発信を行うとともに、情報公開条例によりまして情報の共有も適切に行っております。

尚早に自治基本条例の制定を議論するのではなく、今まで取り組んできた参画と協働の取り組みをさらに推し進め、本町独自の参画と協働のあり方を形づくり、その中で住民の皆さんとまちづくりの進め方について議論、意識共有を深めていくことが先決であると考えております。

住民との適切な情報交換を行いながら行政事務事業を明確に進め、そして適切な精査、評価を行うことが自治基本条例の制定以前に大切なことと考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 やらない根拠にその説明しただけだ。何回も同じこと言ってる。それは村瀬君の前の佐々木君も同じこと言うたんだ。一つもやる気あらへん。断る理由にそんなことを言うると。本当にやる気があったら、もっともっと裏づけをちゃんと条例として定めて、皆さんと一緒にやりましょうと、こういうことになるわけです。

私が先ほど言うたように、聖徳太子の、今後の施政方針では“和のまち太子”を定め、住民が主人公となるまちづくりを改めて開始します。改めて開始する。ええことです。住民が主人公はね。行政の施政方針でこんなこ

とを言うたのは、余りほかではない。ただ、私はずっと言うてることなんで、これが行政のフレーズになっていくことは非常にいいことなんですけど、中身、今のようなことで行政情報は提供しとる、やっとな、そういうことがひいては住民を参加させない、自由にしてしまつてると、そういうことですから、その点だけはこの住民が主人公を地でいくような行政にしてもらいたいと思う。それだけ言うといて、終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で桜井公晴議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第3 兵庫県教育委員会に対して  
「高校普通科の通学区・西播学区を拡大しないことを求める意見書」の提出を求める請願

○議長（佐野芳彦） 日程第3、請願第8号 兵庫県教育委員会に対して「高校普通科の通

学区・西播学区を拡大しないことを求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

ただいま上程中の請願第8号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願付託表のとおり福祉文教常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。が、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

次の本会議は3月2日午前10時から再開します。

なお、3月2日の本会議は改めて開催通知はいたしませんので、ご了承願います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さんでした。

（散会 午後2時27分）